

あーすぷらざ外国人教育相談

報告書

2010（平成 22）年 5 月

（財）かながわ国際交流財団

はじめに

神奈川県には、日本語指導が必要な外国人児童生徒が 2,794 名在籍し、その数は、年々増え続けています(2008 年度文部科学省調査)。日本語指導が必要な外国人児童生徒が多い学校には、「国際教室」や「国際学級」等と呼ばれる日本語学習を中心とする支援教室が設置され、教員の増員や日本語指導等協力者の派遣が行われています。市町村による多言語の学習教材や資料の発行、学校への通訳者の派遣、公立高校受検の外国人対象特別枠の拡大、県立高校へのコーディネーターの派遣など、外国人児童生徒とその保護者に対する支援プログラムは、県や市町村の教育委員会によって、少しずつ整えられてきました。しかしながら、限られた予算と人員体制の中で、支援体制はまだまだ十分とは言えず、外国人児童生徒を取り巻く教育環境には、まだ多くの取り組むべき課題があります。たまたま、学校や地域のボランティア教室で理解ある先生に出会い、学習や精神面での必要なサポートを受けながら豊かに成長していく子どもがいる一方で、必要な情報や指導が得られず、日本で社会に出て行くために十分な教育を受けられない子どもたちが多いのも現実です。

(財) かながわ国際交流財団では、県立地球市民かながわプラザ(あーすぷらざ)の指定管理事業として、2006年度より「あーすぷらざ外国人教育相談」を開設し、外国人生徒や保護者からの多言語による相談対応、学校関係者やボランティアからの相談対応、相談対応を適切に実施するための資料収集と発信、関連機関との連絡会の開催などを行ってきました。この報告書は、2006年度から2009年度まで「あーすぷらざ外国人教育相談」でお受けしてきた相談の4年間の記録です。実施体制、相談件数のほか、これまでお受けしてきた相談ケースを具体的にご紹介し、ケースを通して見える外国人児童生徒が置かれている課題について取りまとめました。この報告書が、これから外国人児童生徒に対する支援を進め、子どもたちの教育環境を豊かにしていくために、少しでもお役に立てれば、と願っています。

相談窓口は、相談者の方々の問題を解決できる個人や機関に的確につないでいくことが主な仕事であり、その後は、紹介した学校、NGO、専門機関等が相談者に寄り添い、相談者に学習を始めとして様々なご支援をしてくださっています。ご協力いただいている皆様に、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。そして、「あーすぷらざ外国人教育相談」の開設当初からこれまで、ご助言・ご協力をいただいている多文化共生教育ネットワークかながわ(ME-net)の皆様に、深く感謝の意を表します。

2010 年5月

財団法人かながわ国際交流財団

目 次

序 2009 年度実施体制	…	4
第 1 章 相談概要	…	7
第 2 章 相談事例と考察	…	14
第 1 節「制度的な課題」	…	16
1. 1 教育へのアクセスにかかわる制度的課題	…	17
1. 1. 1 中学校卒業資格と高校志願資格をめぐって	…	17
1. 1. 2 高校進学をめぐって	…	22
1. 1. 3 高校以降の進学をめぐって	…	25
1. 2 教育の質にかかわる制度的課題	…	27
1. 2. 1 日本語初期指導體制	…	27
1. 2. 2 学力定着の難しさと特別支援教育との関係	…	29
第 2 節「保護者が感じる困難」	…	32
2. 1 日本語で諸手続きをこなす難しさ	…	32
2. 2 母国との学校の違い	…	33
2. 3 高校への進学について	…	34
2. 4 呼び寄せに伴う難しさ	…	38
2. 5 日本において 1 人で子育てに向かう不安	…	39
2. 6 母語／継承語、母文化の維持・継承	…	40
第 3 節「学びを支える環境の課題」	…	43
3. 1 学校の中でのいじめ	…	43
3. 2 就学・進学とお金の問題	…	46
第 4 節「困難をこえるために」	…	50
4. 1 家族の不安に寄り添うことから	…	50
4. 2 情報を保護者に伝える工夫	…	51
4. 3 日本語を母語としない子どもの学習を支える	…	53
スタッフ感想	…	57
あとがき	…	65
資料編		
資料 1 教育相談窓口一覧表	…	67
資料 2 主な相談者出身国の義務教育課程と学齢表	…	68
資料 3 参考になるホームページと図書資料	…	69
資料 4 学年・科目別 外国人児童生徒用教科指導用教材一覧 (小学校編)(中学校編)	…	74

序 2009 年度実施体制

2009 年度は、次のような体制で、外国人の教育に関する相談事業を実施した。

【相談日と対応言語】

木曜日： 中国語、日本語

金曜日： スペイン語、日本語

日曜日： タガログ語、日本語

【相談時間】

14：00～17：00（16：30 受付終了）

【対応方法】

来所、電話、電子メール、FAX、手紙等

【相談対応者】

日本人の相談コーディネーターと外国人相談者の言語圏出身の相談サポーターが協力しながら、相談対応を行った。

相談コーディネーター：加藤佳代、山野上麻衣

相談サポーター：（中国語）李原翔、周惠雪

（スペイン語）市川ジョバンニ、竹内ヘオルヒーナ

（タガログ語）宮嶋ジャネット、多並ノビー

【実施場所、連絡先】

県立地球市民かながわプラザ（あーすぷらざ）2階・情報フォーラム
（横浜市栄区小菅ヶ谷 1-2-1）

相談用電話 045-896-2972（中国語／スペイン語／タガログ語）

045-896-2970（日本語）

FAX 045-896-2894 E-mail edu2@k-i-a.or.jp

詳細 <http://www.k-i-a.or.jp/plaza/shisetsu/forum/soudan/>

【ケース会議】

月 1 回。相談コーディネーター 2 名、（財）かながわ国際交流財団職員 3 名が参加。多文化共生教育ネットワークかながわ（以下「ME-net」と表記）のメンバーに助言者として参加をしてもらい、相談ケースの共有と対応検討を行った。

【スタッフ研修会議】

相談コーディネーター2名、相談サポーター6名、当財団職員3名の全員が参加する会議を年2回開催し、相談対応の質を向上するための研修とスタッフ間の情報共有を行った。

(第1回) 日程：2009年7月18日(土)

議題：神奈川に暮らす外国人住民
相談対応演習(ロールプレイ)

(第2回) 日程：2009年11月3日(火・祝)

議題：日本の教育行政の仕組み
公立中学校の進路指導について
教育相談に関わっての振り返り、意見交換

【教育相談関係機関連絡会】

外国籍県民の教育分野のサポート体制の強化を図るため、県内で外国人児童生徒の教育に関わる相談事業を行っている機関に呼びかけて、連絡会を年2回開催し、相談事例の共有や情報交換等を行い、連携を図った。

(1) 西部地域

日程：2009年10月6日(火)

会場：厚木市ヤングコミュニティセンター・会議室

参加機関：県立総合教育センター、神奈川県教育委員会子ども教育支援課、
ME-net、厚木市教育委員会、相模原市教育委員会、秦野市教育委員会、
小田原市教育委員会、海老名市教育委員会、伊勢原市教育委員会、
寒川町教育委員会

(2) 東部地域

日程：2010年1月14日(木)

会場：あーすぷらざ・調査室

参加機関：県立総合教育センター、神奈川県教育委員会子ども教育支援課、
ME-net、横浜市教育委員会、横須賀市教育委員会、藤沢市教育委員会、
相模原市教育委員会、大和市教育委員会、平塚市教育委員会

※ 注 2009 年度以前の体制について

- 初年度の 2006 年度は、7 月より中国語と日本語のみで相談対応を開始し、2007 年 1 月より、スペイン語とタガログ語の相談を開始した。
- 2006～2007 年度は、火曜日：中国語とスペイン語、日曜日：タガログ語の対応日とした。火曜日の中国語の相談は中国人コーディネーターがサポーターなしで 1 人で対応し、スペイン語相談のコーディネーターも兼務した。
- 2008 年度から対応日、対応者を大きく変更し、木曜日：中国語、金曜日：スペイン語、日曜日：タガログ語とし、3 言語のネイティブのサポーターが活動することになった。

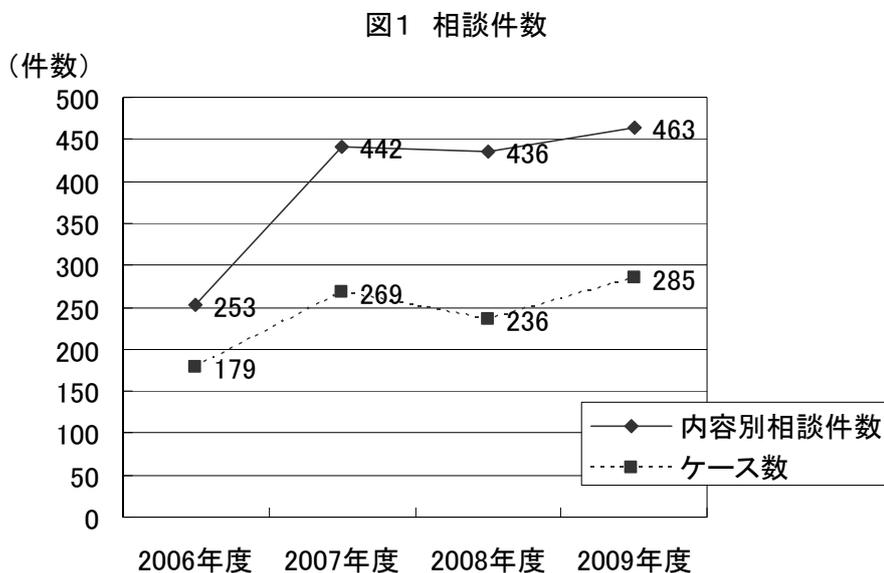
第1章 相談概要

ここでは、2006年7月の相談窓口設置から2010年3月までの、2006年度から2009年度の4年間の相談対応を数値から見ていくことにする。

1 相談件数

当教育相談では、相談者ひとりの相談のための電話や来所を1ケースと数え、そのケース内に、複数の相談内容を含む場合には、後に記述する分類で内容別相談件数をカウントしている。

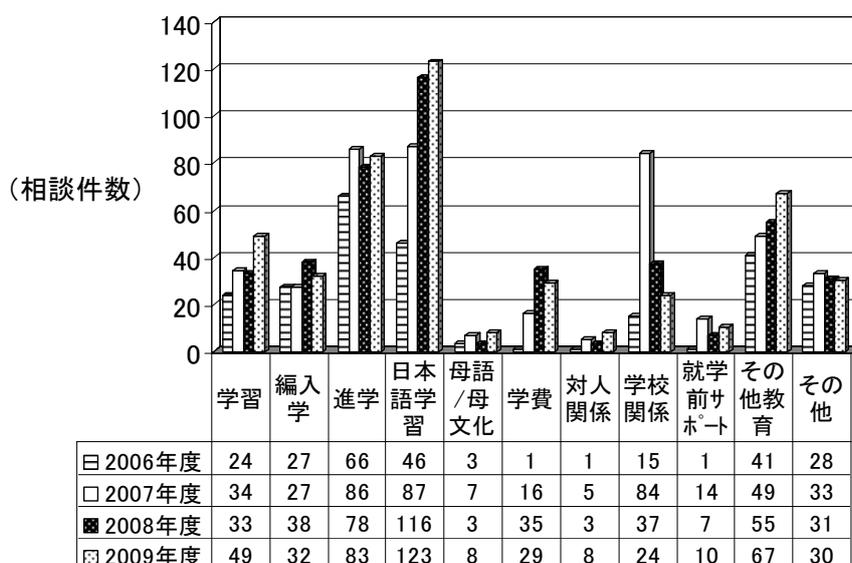
ケース数は、2006年度から順に、179件、269件、236件、285件の計969件、内容別相談件数は、253件、442件、436件、463件の計1,594件であった。2006年度の件数が少ないのは、初年度であり、中国語の相談窓口のみを7月に開設し、スペイン語、タガログ語は、翌年1月の開設で相談対応期間が3ヶ月しかなかったことによる。



2 相談内容別相談件数

相談内容は、「日本語学習」「進学」「学校関係」「学習」「編入学」の相談が多い。年度別に見ると、2007年度が「学校関係」で極端に多いのは、高校でトラブルのあった若者の相談対応が長く続いたことが影響しているためと考えられる。

図2 年度別 相談内容



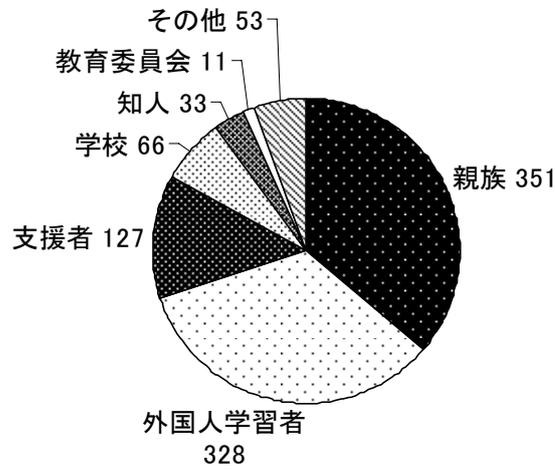
(相談内容の分類)

- ①「学習」 子どもの学習の遅れ等に関わる教材情報、教室や家庭教師の情報
- ②「編入学」 小中学校への編入・入学の手続き方法、高校への編入（再入学）、大学への編入、転校
- ③「進学」 高校受検手続き、進学と呼び寄せのタイミング、高校以外の進路、大学進学、進学とビザ
- ④「日本語学習」 成人および子どもの日本語学習・指導、教室学校情報、教材情報
- ⑤「母語/母文化」 母語・母文化の学習方法、教材情報、教室情報
- ⑥「学費」 奨学金・授業料免除・貸付金等の情報
- ⑦「対人関係」 いじめ、友人関係、家族関係、対人関係全般
- ⑧「学校関係」 教育制度、学校の仕組み、日本の学校への不適応、教師との関係
- ⑨「就学前サポート」 乳幼児期の子育て、保育園・幼稚園
- ⑩「その他教育」 教育関連の相談で上記①～⑨の分類に含まれないもの
- ⑪「その他」 上記①～⑩に含まれないもの 生活相談など

3 相談者の分類

相談者の分類では、親族が 351 件 (37%) で一番多く、内訳は、保護者母 202 件 (21%)、保護者父 80 件 (8%)、配偶者 23 件 (2%)、その他 46 件 (5%) である。続いて外国人学習者本人 328 件 (34%)、ボランティア等の支援者 127 件 (13%)、学校 66 件 (7%)、知人 33 件 (3%)、教育委員会 11 件 (1%) と続く。

図3 相談者の分類 (単位: ケース数)

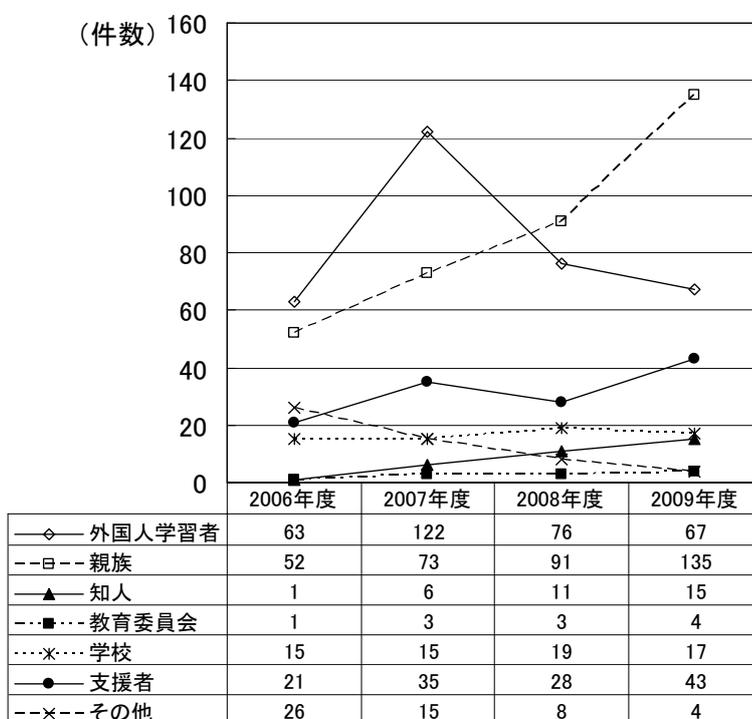


4 相談者分類別 相談ケース数

相談者分類別の相談ケース数を見ると、親族からの相談が年度ごとに増え続けており、2009年度の親族からの相談が一番多い。

2007年度の外国人学習者本人からの相談が他の年度に比べて多いのは、当時の相談コーディネーターが中国語のネイティブで、高校受検を控えた中学生から直接に多くの相談を受けていたためと考えられる。

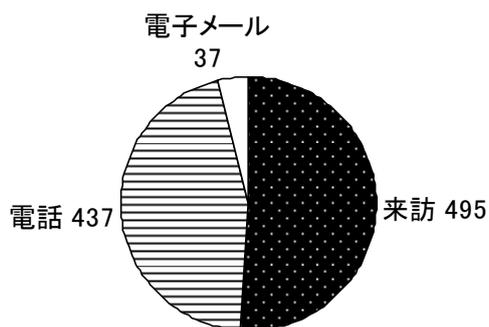
図4 相談者分類別 相談ケース数



5 相談受付方法

相談受付方法は、来訪 495 件（51%）、電話 437 件（45%）、電子メール 37 件（4%）であった。

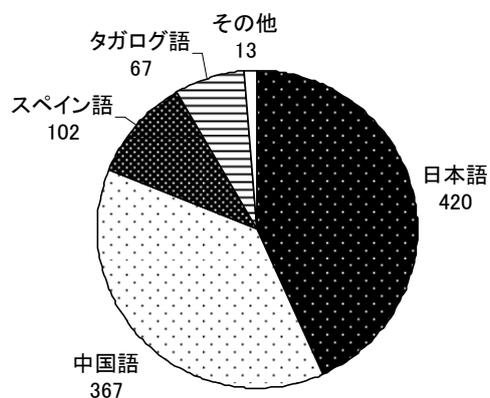
図5 相談受付方法（単位: ケース数）



6 使用言語

使用言語は、日本語 420 件（43%）、中国語 367 件（38%）、スペイン語 102 件（11%）、タガログ語 67 件（7%）、その他 13 件（1%）となっている。

図6 使用言語（単位: ケース数）

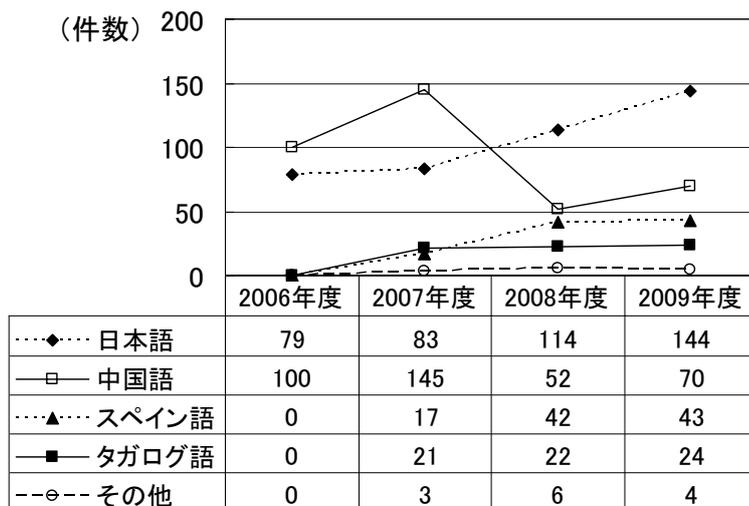


7 言語別 相談ケース数

言語別の相談件数では、2007年度の中国語の数字が顕著だが、これは前述のように、当時の相談コーディネーターが中国語のネイティブで、高校受検を控えた中学生から直接に中国語で多くの相談を受けていたためと考えられる。逆に、2007年度から2008年度の間には日本語の相談が増えたのは、コーディネーターが中国人から日本人に変更になったからと思われる。

タガログ語は、2006年度の2007年1月に開始し、翌年度2007年度には、少し増加した。スペイン語については、2007年度にサポーターが日本人からスペイン語圏出身者になり、ラテンアメリカ諸国の独立記念祭での宣伝やスペイン語のフリーペーパーで広報を行ったことが相談者の増加につながった。

図7 言語別 相談ケース数



8 相談の契機

把握できている契機と件数は次のとおりである。教育相談の広報チラシは役所の外国人登録窓口や学校に定期的に送付している。

契機	件数	具体的な入手先など
教育相談チラシ	224 件	(入手先) 市役所・区役所、外国人登録窓口 県民センター 図書館 学校 知人・友人より 他
紹介	190 件	(紹介者) 市役所・区役所、教育委員会 友人・知人 学校の先生 教会 転編入学情報センター 県総合教育センター 国際交流協会 社会福祉協議会 NGO 日本語教室 当財団職員 過去の相談者 他
インターネット	22 件	検索していてヒットした 他
情報誌・新聞	9 件	(掲載誌) フリーペーパー「Kyodai」(スペイン語) IPC ガイドブック (スペイン語) 県のたより 市教育委員会の資料 他
その他	124 件	(契機) あーすぷらざに別の用件で来た 以前相談したことがある 当財団に電話をしたら紹介された 他

第2章 相談事例と考察

当教育相談では、相談ケースを「学習」「編入学」「進学」「日本語学習」「母語／母文化」「学費」「対人関係」「学校関係」「就学前サポート」「その他教育」「その他」に分類しており、それぞれの件数内訳は図2のグラフの通りである（8ページ参照）。ただし、相談が複数の分類にまたがる場合も多く、明確に分けられないケースがあることから、今回はあえてその分類から一度離れ、4つのテーマから相談ケースを構成しなおしてみた。ここからは(1)「制度的な課題」(2)「保護者が感じる困難」(3)「学びを支える環境の課題」(4)「困難をこえるために」というテーマの下に、解説・ケースの提示と分析を書いていくこととする。それぞれのテーマの概要をまず示しておく。

第1節「制度的な課題」は、外国につながる子どもの学びを困難にする状況を「制度」という側面からみていく。外国につながる子どもの教育をめぐる制度上の問題の議論は、すでに様々な場でなされている。そのような議論に目を配りつつも、本報告書としては、実際の相談事例から問題を書き起こすことを重視した。相談窓口で受けた事例をもとに分析することで、神奈川県内の自治体の実情に即して問題の所在を明らかにしたいと考えている。

第2節「保護者が感じる困難」は、少し視点をかえ、保護者から寄せられた相談をもとに、日本で子どもを教育する際に保護者が感じる困難についてまとめていく。具体的には、学校制度や母国との習慣の差異から来る誤解や戸惑い、言語の違いによる学校とのやりとりの難しさや保護者に要求される諸手続きをこなすことの難しさなどがある。また、日本生まれ、ないし日本で長く暮らす子どもへの言語や文化の継承、慣れない土地で子育てに1人で向き合う不安、長く離れて暮らしていた子どもとの気持ちのすれちがいなど、様々な課題や困難に保護者は向き合っている。通訳や多言語資料の必要性などの側面から考えれば制度問題として一括することが可能な話も多いが、あえてこのテーマを独立させたのは、この報告書の読者として想定される人々（日本語を母語とする「支援者」）がこのような視点で問題を考える機会が意外に少ないのではないかと考えたからである。

第3節「学びを支える環境の課題」では、学習そのものの課題ではないが、学びの継続を難しくしている事態について取り上げる。具体的には学校内でのいじめや対人トラブル、経済的困窮など家庭の抱える困難などである。これらは必ずしも外国につながる子ども特有の問題ではないかもしれないが、言語・文化的背景の異なりや「外国人労働者」特有の働き方が問題の発生に影響を与えていたり、在留資格の種類が奨学金の貸与など経済的困窮への対応策に差を及ぼしたりする。学びを支えるという視点から、知っておきたい・考えておきたい内容を含むケースをとりあげた。

第4節「困難をこえるために」では、上記のような様々な困難と向き合いつつ、一歩ずつでも前に進むことを意識した相談対応ケースやそれをとりまく情報について取り上げる。

学校の先生方や地域の支援者の方々、「こんなこと相談してもいいのだろうか」とためらいつつも、子どものために相談窓口まで足を運ぶ、保護者や親族の方々。その思いに応える完璧な対応ができるわけではないが、ひとつひとつの相談に丁寧に対応することで、個別のケースを超えて、外国につながる子どもの学習環境の改善が進む一助になればと考えている。情報や地域の資源は、少しずつ蓄積され共有されてきている。相談者のニーズを把握し、資源とつなぐことは、さらなるニーズの発掘や、当事者のニーズについての情報発信につながる行為でもある。相談窓口はつなぐための接点であるという視点から、この報告書もまとめられている。

なお、本報告書では子どもの教育に焦点をあてて記述した。相談窓口としては成人の日本語教育についての相談も多く受けているが、ここでは触れていない。神奈川県内の成人の日本語教育の現状と課題に関しては当財団の報告書「かながわの日本語学習支援～現状とこれから～」¹を参照されたい。

報告書の中で取り上げたケースの選択の経緯について説明しておきたい。相談コーディネーター2名及び教育相談に携わる財団職員2名の計4名で、相談開始日である2006年7月から2009年8月までのケースの概略にすべて目を通した上で選んだ。4名の間で、日頃相談対応やケース会議をする中で、典型例だと感じるような事例、特に気になった事例、記憶に残る事例、課題を感じる事例などをあげ、その後報告書としてまとめるためにコーディネーターが整理した。ケースは文脈に応じて省略してあるために、その日の相談内容および対応すべてを掲載したわけではない。個人の特定につながる固有名詞はすべて伏せてある。

同じように相談対応に携わる人の参考になるようにと、対応の参考になる情報をできるだけ多く掲載するよう意識をした。ただし、各機関への照会内容については、相談当時のものであり、制度や運用は変更の可能性がある。この報告書に記載された内容のみをもとに対応するのではなく、その都度確認をするようご留意いただきたい。

¹ かながわ国際交流財団ホームページからダウンロード可能。
<http://www.k-i-a.or.jp/kokusai/shuppan/houkoku/shuppan.html#nihongo>

第1節 制度的な課題

第1節ではまず、制度的な課題について概観する。まず、学校に「入る」ないし「所属する」ことが難しい事例を検討する。その後、教育の中身に当たる部分の制度的な課題について相談窓口での事例をもとに考えることとする。

まずは、2人の兄弟の事例をもとに、中学校卒業資格と高校入学志願資格をめぐる制度的課題を考えていく。

【ケース1-1】子ども達が学校に入るにはどうしたらいいか

- ・ **相談者** 母および子ども本人、タガログ語、フィリピン出身
- ・ **相談を必要とする人** <同伴> 19歳A(男)、16歳B(男)、タガログ語、フィリピン出身、日本国籍
- ・ **相談形態** 電話1回、来訪1回
- ・ **内容**： 日本生まれ、フィリピン育ちのAはハイスクール²卒業後、前年5月来日。ファーストフード店でのバイト時、日本語ができないことをバカにされ自分で勉強し、少し話せるようになった。ひらがなは書けるが漢字はわからない。今は別の職場で12時間労働。フィリピンのハイスクールを2年生の途中でやめ、昨年10月来日したBは学校に行かず仕事もしていない。日本語はできない。母子家庭で家計が苦しい。日本の高校に入るにはどうしたらいいか。Aは定時制高校希望。Bも高校進学希望。
- ・ **対応**： 中卒資格を持つAは受検³可能。本人が希望する定時制高校は来日6年以内のため「一般募集で特別受検方法」の申請可。12月の説明会、高校の見学、受検申請必要書類、各校への行き方など説明。Bは中卒資格がないため夜間中学に通うか中卒認定試験を受ける必要がある。
- ・ **その後の経過**： Aについては、後で県教育委員会に確認すると「フィリピンで学校教育における10年の課程以上を修了してきたなら、編入試験を受けることができる。3月下旬に実施。募集の有無、試験時期は各校に聞いてほしい。ただし、どの学年に編入するかは本人の学力次第で学校長が判断する」とのことだったため、フィリピンでの成績がわかる書類を持って転編入学情報センター⁴に行くことを電話で勧めた。Bについては、居住する自治体には夜間中学校がないため、他の自治体の夜間中学校を所管する教育委員会など関係諸機関に照会の上、詳細を電話で伝えた。2人とも相談に来館するとのことだ

² 日本の中学校から高等学校の途中までに相当する。4年制。巻末の「資料2 主な相談者出身国の義務教育課程と学齢表」参照。

³ 「受検」という用語については、神奈川県内の公立高校では試験ではなく入学者選抜のための検査であるとの考えにより、「受検」ではなく「受検」と表記しており、本報告書でも「受検」という表記を用いる。

⁴ 神奈川県内の公立高校の入学・転入学・編入学に関する相談が可能。「資料1 教育相談窓口一覧表」参照。

ったが、来館はなかった。翌年 11 月、当財団主催の教会での出張教育相談会に親子で来訪。A は受検を選択し、希望していた定時制高校の 3 科目の試験と面接を受けその年の 4 月に入学したとのこと。「学校がとても楽しく、学校と職場で日本語をかなり覚えた。国語はあまり出来ないが、英語は簡単。理科と社会はフィリピンで習った内容が多く理解しやすい」。B は都内で仕事をするようになり、高校に進む希望を持っている。これから夜間中学に入れることを検討したいと、母親から改めて相談があった。

初回の相談から 1 年、兄の A は希望する高校に入り、高校生活を楽しんでいる。一方で、弟の B は高校進学を希望しているものの、1 年前とあまり状況が変わっていない。高校志願資格がない場合の方法については後述するが、この兄弟が暮らす自治体には夜間中学校もなく、B にとっては進学が非常に困難になっている。

1. 1 教育へのアクセスにかかわる制度的課題

1. 1. 1 中学校卒業資格と高校入学志願資格をめぐる

(a) 学齢超過

「学齢超過」とは、日本の法律に規定される義務教育年齢を過ぎていることを指す。日本では、満 15 歳の 3 月 31 日が義務教育を終える年齢と定められている。このことが問題として現れるのは、学齢を超過しているにもかかわらず、義務教育をいずれの国においても修了していない場合である。なぜ母国でも日本でも義務教育を終えていないということが起きるのか、簡単に説明しておく。

教育課程の捉え方や進級、修了認定の方針は国によって異なるが、課程主義と年齢主義に大別される。課程主義とは、ある定められた課程を習得することで、進級ないし修了するという考え方である。課程主義を採る国では、大卒での義務教育年齢は定められているものの、落第や飛び級により、1 学年の中に異年齢の子どもが混ざって勉強することになる。卒業年齢に達したからといっても全員が卒業するとは限らない。一方、年齢主義とは、課程の習得度合いにかかわらず、年齢によって全員一斉に進級したり修了したりする考え方である。日本は年齢主義をとっており、6 歳から 15 歳で一斉に義務教育を受ける。しかし同じ年齢主義の国であっても、就学開始年齢が 7 歳である国⁵で育つと、16 歳になってもまだ中学校相当の学校を卒業していないという事態が起こる。

また、義務教育年齢のうちに来日したものの、中学校卒業資格を得られないままに義務教育年齢を超えてしまう場合もある。たとえば、13 歳や 14 歳で来日し、日本の教育制度がよくわからないまま、「先に日本語を覚えてほうがいいのではないか」「下の子がまだ小さいから今は家で面倒をみる人が必要だ」などという本人や家族の判断で、そのまま月日が

⁵ ひとつの国の中でも地域によって就学年齢に差がある国もある。

過ぎてしまう場合がある。【ケース 1-1】の B の場合はまさに、来日した際に中学校 3 年生に編入し、卒業していれば高校志願資格を得られたケースである。B の場合、日本国籍をもっているのになぜこのような事態になったのかという疑問も残るが、本人や家族が、日本では就学に際して厳格な年齢主義がとられることを理解していないために「いつか、行きたくなったら中学校に行けばいい」と思っていることから起きている。南米出身者も同じ考えを持つ場合があるが、特にフィリピン出身者の場合は「先に日本語を覚えてから学校に」という考え方をする相談事例が少なくない。

課程主義・年齢主義ともにそれぞれの利点・欠点があり、どちらが優れているかを論じることがここでの目的ではない。問題なのは、日本の年齢主義が厳格に適用されるあまりに、異なる制度を採る国から来た子の教育へのアクセスが断たれてしまう事例が存在することである。B のような事例の他にも、16 歳や 17 歳で母国ではまだ中学校を終えていないような場合でも、日本の多くの自治体では中学校に入れない。しかし高校志願資格も無い。また、仮に就学開始年齢が日本と同じ 6 歳であり、順調に就学してきたとしても、年度の開始時期の数ヶ月の違いで母国では卒業していないのに日本の中学校には入ることを断られたという相談も実際に寄せられている。日本のように 4 月入学・3 月卒業という年度を制度化している国は世界的に見ればむしろ少数派であり、中国や南米から来日する場合はズレが生じる（巻末の「資料 2 主な相談者出身国の義務教育課程と学齢表」参照）。

(b) 8 年問題

義務教育期間も国によって異なる。9 年ないし 8 年のところが世界的にみて多数派であるが、国によってはさらに短いところもあれば、日本で言う高校までを義務教育として規定している国もある。たとえばブラジルでは 2006 年からは基礎教育課程が 9 年間に変更されたものの、それまでは日本の小中学校教育にあたる部分は 8 年間であった。日本より 1 年少ないということになる。高校を受検するためには日本であれ海外であれ 9 年間の教育を修了していることという要件が基本的には存在するため、母国での中卒資格が日本では通じないという「8 年問題」が起こる。神奈川県では、母国の教育制度上 8 年間で中学校課程を修了する場合は、その卒業資格をもって日本での高校志願資格として認める方針をとっている。（ただし、日本国内のブラジル人学校を 8 年間で修了した場合は受検資格として認められないので注意が必要である。）

(c) 民族学校・外国人学校からの高校志願資格

来日後、外国人学校に通っていた場合も、原則として高校志願資格がないものとみなされる。

【ケース 1-2】日本国内のブラジル人学校で 8 年課程を修了、神奈川で高校進学希望

- ・ 相談者 母、ポルトガル語、ブラジル出身
- ・ 相談を必要とする人 15 歳（既卒年齢）C（男）、ポルトガル語、ブラジル出身

けることが非常に重要である。

【ケース 1-3】 フィリピンから娘を呼び寄せるタイミングと高校進学について

- ・ **相談者** 養父（日本人）、日本語
- ・ **相談を必要とする人** 中学3年生 D（女）、フィリピン出身
- ・ **相談形態** 電話 1 回
- ・ **内容**： フィリピンから妻の子どもを養子縁組で迎える。来年の 1, 2 月になると思う。市役所に手続きに行き、学事担当課にも行って見た。中学校は義務教育なので、学校に受け入れないということはないが、卒業証書は出せないかもしれないと言われた。どうということなのか。子どもは日本語が全くわからない。高校入試はどうすればいいのか。まずは学校に入れずに家で 1 年ぐらい勉強した方が良いか。
- ・ **対応**： 来日の時期によっては（出願が間に合えば）2008 年度の入試を受けることも可能かもしれないが日本語能力的には相当厳しいだろう。その他の選択肢として①1, 2 月に来日した時に、学年を下げて 2 年生に編入させてもらい、2009 年度に受検する。②3 年生に編入し、卒業後、自分で 1 年間勉強して 2009 年度に受検する。③フィリピンで教育課程を 9 年間修了してから、自分で勉強して 2009 年度に受検するなどが考えられる。高校の外国人特別枠の存在など、制度の概要を説明。1, 2 月に来日して、学校に入らずに日本語を勉強させているうちに 4 月になってしまうと中学校に入れなくなり、その結果、高校受検もできなくなってしまう。その時期に来日できない場合、フィリピンでも中途半端、日本でも卒業資格が取れないという最悪の事態になる可能性があり、フィリピンで何年の教育を受けてきたかなど再度確認する必要がある。
- ・ **その後の経過**： 相談者に連絡を取ったところ、結局ビザが近いうちには取得できそうになく、フィリピンで学校を卒業させる方向で考えることにしたとのことだった。

このケースをめぐっては、「卒業証書を出せない」ということの意味と上記の①の選択肢について、来日後、居住する予定の市町村の教育委員会に問い合わせをした。

学事担当課によると、「中学校の卒業証書は、校長が認めるものである。また、3 年間通い、能力を身につけたことを証明するために発行するものであり、数ヶ月通ったということで、出すかどうかはわからない。外国籍のお子さんということで、本人の意志により中学校に残留することが可能な場合もあるだろう。それは校長の判断による措置になるので、こちらではなんとも言えない」「来日のタイミングと学校への受け入れについては、1 月 2 月だったら、学事担当課としては手続きを受付ける。3 月に入ってから就学手続きは、約束はできない。卒業式以降の場合は、とりあえずそのまま卒業させるという可能性は無い。2 年生に編入する可能性については、当事者と学校と相談を重ねた結果、結果的に 2 年生で受け入れることもあるかもしれないが、それを前提に来られると困る。しかし、サポート体制を考える必要があるので、来日の目途がたった時点で連絡がほしい」とのことだった。

このケースについては、結果的に相談者は呼び寄せの時期を延期することにしたものの、フィリピンでまだ9年間終えていない段階で4月や5月に来日してしまうと、高校志願資格が無い状況に陥ってしまう例であった。3月に来日しても、就学ができない状況になっていたかもしれない。様々な市のケースを扱う中で、「3月12日が卒業式だから、それを過ぎたら一切中学校には入れないし、当然卒業証書は出せない」という市町村もあれば、「その時期での来日の場合は中学2年生に編入させ、中学3年生に1年間在籍しながら日本語も学べるようにする」という市町村もある。編入や卒業についての基準は、自治体や各ケースにより大きく異なっている。

(d) 高校志願資格が無い場合の対応

上記のように学齢超過で高校受検資格を欠いているが日本で高校進学を望む場合は下記3点のうちいずれかの対応となる。①中学校に編入して卒業する。②(中学校の)夜間学級に入って卒業する。③就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験(以下、中卒認定試験と記述)に合格する。以下、それぞれについて順に見ていく。

①は、居住している学区の中学校に編入するということである。ただし、学齢超過で編入できるか否かは市町村教育委員会の判断による。文部科学省は、「各市町村教育委員会の判断により柔軟に対応するように」との見解を示してはいるが、教育委員会の判断は、神奈川県内でも多様である。中には、年齢に限らず学年を下げ編入することを一切認めない自治体もある。また、学齢超過の生徒を柔軟に対応する教育委員会の中でも、何年まで超過を認めるかに関しては一様ではない。

②の選択肢については、神奈川県内には夜間学級は横浜市と川崎市にしか存在しない。横浜市には5校、川崎市には1校、夜間学級を持つ中学校がある。基本的には各市に居住する人を対象とし、特に川崎市では、市内に保護者とともに暮らすことが前提とされている。横浜市の場合は市内在勤であれば対象となる。また、東京都の夜間学級も都内在勤であれば対象になるので、地理的な条件にもよるがそちらに通う可能性もある。ただし、居住地から遠い場所で仕事をしながら夜間は学校に通い続けることは相当な困難が伴う。

③の中卒認定試験に関しては、年に1度、文部科学省が実施する試験である。各都道府県の県庁所在地で受検ができる。2009年から文部科学省のホームページ上に過去の試験問題が掲載されるようになったので、参照できる。もともとは、障がいや病気などの理由で学校に通えなかった(義務教育を猶予または免除されていた)日本人の子どものための制度である。インターナショナルスクールや民族学校・外国人学校卒の子どもが日本で進学するための手続きとして利用可能になったのは2000年からであり、比較的最近の動きといえる。

この試験は日本語母語話者を想定した試験であるため、日本語の基礎力の乏しい生徒にとって難関といえる。合格のためには日本語と教科学習を並行して行う場が必要となり、学習環境や支援者に恵まれれば可能性が無いわけではないものの、多くの場合は選択肢と

なりにくい。

1. 1. 2 高校進学をめぐる

(a) 在県外国人等特別募集

なんとか高校志願資格を取得したとしても、日本語を母語としない子ども、特に来日からあまり時間を経ずに受検に向かわざるを得ない子どもたちが、日本語母語話者の子どもたちと対等に入試を競うのは非常に困難である。このような子どもたちのために、いわゆる「特別枠」が存在する。神奈川県では、「在県外国人等特別募集」（通称：「在県枠」または「特別枠」）と呼ばれ、来日後の期間が通算 3 年以内であれば「特別枠」での受検が可能である。また、来日 6 年以内であれば、受検に際してルビうち、時間延長などの特別措置を申請することができる。

ただし、特別枠での受検は「外国籍」であることを要件とする⁷ために、国籍は日本⁸だがフィリピンで育ち、中学生になって再度来日したというような場合には利用できない。後述する【ケース 1-5】の G のように、日本国籍を持つ生徒の場合、利用可能なのは、海外帰国生徒特別募集である。しかし、入学後のフォロー体制は、特別枠の設置校とは異なる。特別枠設置校は、入学後も個別対応授業により教科学習を支援したり、日本語や母語・母文化に関する授業が設定されていたり、日本語を母語としない生徒支援者派遣事業や多文化教育コーディネーター派遣などの制度がある。

☆相談対応のヒント<夜間学級からの進学>

- ・ **相談者** 中学生（16 歳）E（女）、中国語、中国出身
- ・ **相談形態** 来訪 20 回、電話 3 回
- ・ **内容**： 高校 1 年生相当年齢の 9 月に来日。来日後、中学校への編入を希望したが学齢超過のため叶えられず、夜間中学校に通っていた。高校受検に向けた学習が物足りないため全日制の中学校に転校したいという相談で 3 月に来訪。義務教育年齢を超えているので結局夜間中学で学び続けるしかなく、昼間日本語学校に通うという相談もあったが、学費と内容の面で結局行かないことにした。夜間学級では自分が求めるような進路相談にのってもらえないし、自分自身の学力レベルがわからない。一番大きな問題は、夜間中学は一般の中学校とは学習内容が違い、定期テストもないため、内申点が出せないと言われたこと。
- ・ **対応**： 夜間学級から一般の中学への転校ができないかなど、機関への問い合わせが必

⁷ 日本国籍を取得して 3 年以内の場合も可。

⁸ 父または母のいずれかが日本国籍である場合、子どもは日本国籍を取得できる。しかし、その後の離婚などにより結局は外国籍の母親が 1 人で子育てをしたり、母国に送り返したりというケースも少なくはない。

要な際には当窓口から照会し、また、日本語学校の紹介や模擬試験の案内などその場に
応じた情報提供を行った。内申点のことでは、中学校や志望する高校に問い合わせ、必
要な書類を問い合わせた。E としては、推薦で狙える私立高校の選択肢の幅が広がる
ということで内申点をほしがっていた。結局、内申点はつかなかったが、E は特別枠で難
関とされる全日制の高校に合格。

- ・ **解説：** 夜間中学の中でも内申点をつけるところとつけないところがあり、つけない根
拠は当時のこの学校の場合「5段階評定になじむような授業はしていないため」だった。
夜間中学に通う場合、外部からのフォローが必要となるときもある。

(b) 既卒の子どもの学びの場

母国で中学校を卒業してから来日する子どもや、日本の中学校を卒業したものの受検に
失敗し「高校浪人」の状況におかれた子ども（以下、「既卒の子ども」と表記）の学びの場
も大きな課題となっている。

【ケース 1-4】既卒で来日、公立高校受検方法、日本語教室を紹介してほしい

- ・ **相談者** 15 歳 F (男)、中国語、中国出身
- ・ **相談形態** 来訪 1 回
- ・ **内容：** 中国で中学卒業後來日、日本で高校受検希望。数学はできたが英語はあまり
できない。日本語はできない。①公立高校受検方法を知りたい ②不合格だった時はど
うしたらいいか ③日本語教室を紹介してほしい。
- ・ **対応：** ①特別募集をおこなう高校と受検方法を説明。②日本語ができない状態で、あ
と 3 ヶ月で受検しても合格は難しい。1 年かけて日本語、英語、数学を勉強してから受
検することも考えたほうがよい。③日本語および学習補習教室を紹介。
- ・ **その後の経過：** その週から日本語および学習補習教室に週 2 回、通うことになった。

【ケース 1-5】高校浪人した甥の高校進学、受検勉強、日本語勉強について

- ・ **相談者** 親戚、中国語、中国出身
- ・ **相談を必要とする人** <同伴> 15 歳 G (男)、中国語、中国出身、日本国籍
- ・ **相談形態** 電話 1 回、来訪 1 回
- ・ **内容：** 中国で中学 2 年まで通い、昨年 8 月来日、公立中の 3 年に編入。日本語集中
教室に通ったが平仮名は読めるが聞き取りはほとんどできない。数学は好き。英語は苦
手。この春、高校受検したが不合格。自分としては東京のフリースクールに行かせたい
が本人は行く気が無い。日本語学校のテストを受け今日が授業料の振込期限。日本語学
習のみの 3 ヶ月コース。本人はここに行きたいようだ。①日本語指導員から X 高校が
良いと薦められたので来年受検したい。受検科目は何か。②教科学習はどうしたら良い
か。

- ・ **対応：** ①X 高校の受検科目 ②6 月まで日本語学校で様子を見て、教科指導がやはり必要になったら東京のフリースクールは途中から通うことも可能なので、改めて考えてみてはどうか。
- ・ **その後の経過：** その後、日本語学校に通い、東京のフリースクールに通う。横浜のフリースクールが開講してからはそちらに転校。

F の事例は、中国から呼び寄せられた子どもの典型例である。日本語がわからない状況の中で、母国で中学校を卒業してきているために手続き的には高校受検は可能であるが、現実的に入れる学校があるか否かという話になると、難しいと言わざるを得ない。中国から子どもを呼び寄せる母親は、中国で中学校を卒業していても、学齢を超過していても、日本語ができなければ中学校に入れてもらえるという誤解をもっていることが時々ある。しかし中学既卒者の入学は認められないし、年齢超過の生徒が中学校に編入するのも容易ではない（市町村によって対応が異なる）。

G のようにいわゆる「日本語学校」に通って日本語を勉強するケースもあるが、費用の問題もあり、また、入学要件の年齢制限に下限を設けている学校も多い（大学や専門学校への進学を前提としているため、母国で10～12年の教育を受けている人が想定されている）ため、15歳や16歳で通える場所は限られる。また、英語や数学などの教科学習そのものや、教科学習に必要な日本語は学べないため、高校入試に合格するための実力をつけることは難しい。日本語学校側にとっても、あくまでも「日本語」を教える学校として創られているため、入試対策は想定外であり対応が難しいといえるだろう。

しかし F のように既卒で来日して受検に臨む場合や、G のように中3で来日して、受検したが合格しないという場合もある。既卒で来日した場合は、通常は中学校を通じてなされる「進路指導」が行われないうために、合格する可能性が極端に低い高校だけを受検して失敗する例もある。また、「神奈川県なら簡単に高校に入れる」「3教科で入れるから、自分の子は英語と数学は中国ではよくできたから大丈夫」というように制度を誤解している保護者もいる。神奈川県が他県に比べて特別枠が整備されていることや、特別枠ならば3教科のみを受検すれば良いことも事実である。しかし、競争率が高ければ不合格となることもある。

受検に失敗した場合には、どこかで1年間また勉強する必要がある。塾や予備校という選択肢もあるが、時間帯が夜になってしまい、昼間学校に通うことの代わりにはならない。また、日本語がわからない子どもにとって、一般的な塾や予備校に通っても勉強は身につけにくい。

既卒の子どもたちは、当教育相談が F に対して紹介したようなボランティアベースの学習支援教室をかけもちしながら学んできた。呼び寄せが増え、このような状況の子どもたちが学べる場が必要だという課題意識は高まっている。すでに東京では既卒の子どもたちの進学準備を主目的としたフリースクールが運営されている。横浜でも、2009年の9月に

フリースクールが開講された⁹。

1. 1. 3 高校以降の進学をめぐる

高校以降の進学をめぐるアクセスの課題として、先に述べた「8年問題」と同じように「11年問題」が存在する。日本では大学に入る前には6・3・3制で12年間の学校教育を受ける。しかし、国によっては6・4制（フィリピン）、8・3制（南米）など、12年に満たないところが存在する。そのような国から来日すると、母国では初等中等教育を終えているにもかかわらず、日本の大学受験資格である「12年の教育課程を修了したもの」という要件が満たされない。この問題に対しては、①11年で受け入れてくれる大学・専門学校を探す、②足りない期間を補充する、といういずれかの対応になる。

①の11年での受け入れに関しては、文部科学省の通達により、「大学において個別の入学資格審査により認められた者」の受験が認められ、個別の大学での判断が可能となっている。この件に関し、当教育相談窓口でも、いくつかの大学や専門学校に問い合わせた経験がある。大学によっては、母国での在籍・成績証明などの提示を求めた上で、11年であっても受験資格を学長判断で認めることがあるが、12年修了していなければ受験できないという大学もある。専門学校に関しては、神奈川県専修学校各種学校協会に問い合わせたところ、「各学校の判断なので、各学校に問い合わせるしかない」という回答だったが、これまで問い合わせた範囲内では、「11年でよい」と回答した学校は無かった。（ME-netの報告書では、問い合わせの結果、11年でよいという対応がされた事例が報告されている）

【ケース1-6】専門学校進学を前提に日本語学校に通いたい

- ・ **相談者** 23歳 H（男）、スペイン語、ペルー出身
- ・ **相談形態** 来訪1回
- ・ **内容**： ペルーで11年間学校に通っていた。観光（ホテル業）や貿易関係の専門学校に通いたい。そのために日本語を勉強したい。新宿の日本語学校で1年間勉強すれば日本の専門学校に行けると聞いた。地理的にはそう遠くないので問題ない。日本語は、ひらがな・カタカナの読み書きはできるが漢字はわからない。（コーディネーターとの会話は、言葉を選べば最低限は通じる。）公民館の日本語教室に通ったことはあるが、とても専門学校に行けるレベルになるとは思えない。
- ・ **対応**： 専門学校の種類やおおまかな学費について案内。相談者が希望する日本語学校について定住ビザをもっている場合の志願資格や申込期限などがホームページではわからなかったので問い合わせたところ、Hは入学可能であり体験レッスンも受けられる

⁹ 「たぶんかフリースクールよこはま」。多文化共生教育ネットワークかながわ(ME-net)により、外国につながる子どもたちで中卒後来日した生徒などの高校進学を保障するための「学習の場」として「居場所」として設立された。

ことがわかり、その場で次の日曜日の体験レッスンを申し込んだ。

②の「足りない期間を補充する」という選択肢に関しては、受験資格となる年数を満たすために、文部科学省が指定した「大学入学のための準備教育課程」を持つ日本語学校に通うか、高校に通うという方法がある。「大学入学のための準備教育課程」を持つ日本語学校名の一覧については、文部科学省のホームページに掲載されているほか、日本学生支援機構（JASSO）のホームページからはもう少し詳しい情報を含めて一覧化したものがダウンロードできる。ただし、費用が高いことと、神奈川県内には1校もなく、東京まで通う必要がある。後者の方法に関しては、受検して1年生から通う他、再入学や編入などの方法もある。

Hの場合、日本語学校にかかる費用は理解しており、その分の費用は準備があるようだったが、その後の専門学校進学に年間100万円単位の資金が必要なのは予想外だったようだ。

☆相談対応のヒント<専門学校進学と高卒資格>

- ・ **相談者** 30歳女性、スペイン語、ボリビア出身
- ・ **相談形態** 電話1回
- ・ **内容**： 美容師やエステの専門学校に通いたい。ボリビアで小学校に5年間、中学校に3年間通い、高校は本来4年間だが2年生で中退して15歳のときに日本に来た。日本語学校に通って、日本語を勉強してから専門学校に入りたい。日本語は、会話はできるが読み書きはあまりできない。
- ・ **対応**： このケースの場合、10年間しか学校に通っていないため、専門学校に入るためには、日本語の習得だけでなく志願資格を満たす必要があることと、「11年問題」について説明。また、「大学入学のための準備教育課程」がある日本語学校は東京にしかないが比較的近い場所を案内。日本語を学ぶこと・卒業資格を得ることという意味では高校に入るという選択肢もあることを提示。その後、横浜商業高校の美容別科の情報を得て、メールで送信。
- ・ **解説**： 横浜商業高校には、別科として理容科と美容科が設置されている。受検資格については「高等学校の志願資格を有する者」となっている。そのため、日本語の問題を除いて考えれば、上記のケースのように10年しか教育課程を終えていない場合でも受検することができる。別科で学ぶことにより国家試験を受験でき、本気で理容師・美容師をめざす場合にはひとつの選択肢であるといえる。ただし、別科であるため、卒業しても高校卒業資格は得られない。

なお、当教育相談では、大学入試についての相談も最近少しずつ増えてきている。大学入試に関しては、留学生枠は存在するが、日本の高校を卒業した外国人のための特別枠と

いうのは現状ではほとんど存在していない。なお、子どもの呼び寄せに関して、「子どもは日本の定住ビザをもっているが、現在中国の高校に通っている。留学生枠で日本の大学を受験できるか」という相談を時折受ける。この点に関しては、各大学の運用次第のようで、これまで問い合わせた数件の大学では、留学生枠での受験が可能だとの回答を得ている。ただし、留学生向けの奨学金制度は利用できない。

1. 2 教育の質にかかわる制度的課題

ここまでは教育へのアクセスにかかわる制度的な課題をみてきたが、ここからは入学後の教育の内容や質にかかわる制度的な課題についてまとめていく。

1. 2. 1 日本語初期指導体制

来日したばかりで日本語がまったくできない子どもを学校に入れることは、本人にとっては言うまでもなく、保護者にとっても不安がつきまとう。父親（実父・養父を問わず）が日本人で、子どもたちがフィリピンや中国などで育てている場合には、日本での様々な手続きの窓口となっている父親と、当事者である子どもたちの間で言語が通じない難しさもある。当相談窓口に子どもを連れてくる父親は、非常に熱心に子どものことを考えている人ばかりである。無関心だからではなく子どもの不安を慮ってこそ、学校への編入をためらう場合もあるし、学校に通わせてみたものの、実際に子どもが学校に適應できない場合も出てくる。

【ケース1-7】フィリピンから引き取った息子の進路と、娘の中学編入について

- ・ 相談者 父（日本人）、日本語。母、タガログ語、フィリピン出身。
- ・ 相談を必要とする人 <同伴> 16歳I（男）と14歳J（女）、タガログ語、フィリピン出身、日本国籍
- ・ 相談形態 来訪1回
- ・ 内容： 5月来日のIは日本語学校で学んでいる。英語が得意で数学は普通。6月来日のJは市役所から地元のX中学編入を勧められたがまだ通わせていない。週1回、日本語教室に通っている。①子ども達と言葉が通じない。本人達から将来の希望を聞いてほしい。②JはX中学に入れたほうが良いか。国際教室¹⁰はあるか。③高校の種類と進学方法は。
- ・ 対応： ①通訳を介して本人達の希望を聞いた。「日本語を少し覚えたら働きたい。でも普通高校進学にも興味がある〔I〕。」「日本で高校に進学したい〔J〕。」②すぐに中学編入手続きをしてください。今年度、X中に国際教室は設置されていない。国際教室のあるY中学に変更できるか、市教育委員会に問い合わせてください。③「公立高校入

¹⁰ 加配教員が担当する外国につながる子どものための取り出し学級を本報告書では「国際教室」と総称することにする。呼称は自治体によって様々であり、「国際学級」「日本語教室」などと呼ばれている場合もある。

学のためのガイドブック」を見せて、普通・定時・通信制の違い、受検制度を説明。進学ガイダンスへの参加、学習補習教室での学習を勧めた。

【ケース 1-8】子どもの中学編入と適応について

- ・ **相談者** 父、日本語、日本人。母、タガログ語、フィリピン出身
- ・ **相談を必要とする人** <不在> 14歳 K (男)、タガログ語、フィリピン出身
- ・ **相談形態** 来訪 2 回、電話 1 回
- ・ **内容** : フィリピンで初等教育を修了し、中等教育の途中だった息子を 2 月に呼び寄せた。本国では学校に行きたくないと言ったことはなく負けず嫌いで頑張り屋だった。タガログ語、英語はできるが日本語は全くわからない。

(最初の電話)

- ・ **相談** : ①市教育委員会から中学校を指定されたがすぐに入れたほうが良いのか? ②どこで日本語を勉強したら良いか。
- ・ **対応** : ①学齢を超えると編入学が難しくなるので、中学に編入する手続きをするように。日本語指導が必要と認められれば、教育委員会が学校に日本語指導協力者を派遣してくれる。市内で国際教室があるのは X 中だが K の学区外。学区を越え通学できるかは、教育委員会に相談してほしい。②市内および近隣市町村の日本語教室、子ども向け学習支援教室を紹介。

(1 度目の来訪)

- ・ **相談** : その後、市教育委員会と話し合い、学区内の中学校に決めた。日本語の取り出し授業を受け、元気に通いだし安心した。しかし学年が変わってから「日本語がわからない、友達がいな。学校が変われば行く」と言い学校を休みがち。先生が家庭訪問に来て励ましてくれた時は元気になったが、休み明けはまた「行きたくない」と言う。週末は紹介された学習支援教室に通うようになった。そこでは友達も出来てその日だけ顔色がいい。
- ・ **対応** : 友達と話せなくて寂しいからという理由だけで学校を変えることはできない。行きたくない他の理由があるように思う。親や担任に話せないことがあるかもしれない。子どもがこのスタッフを信頼できるような関係づくりをしてからよく話を聞き、そこから先を保護者と一緒に考えたい。相談という形でなくても、一度、機会をつくり、子どもをここに連れて来てみてはどうか。

(2 度目の来訪)

- ・ **相談** : ついて来ると言っていた子どもが、今朝になって行かないと言って来なかった。「学校に行っても何もわからないので無駄。行きたくない。半日なら行く。午後は塾に通いたい」「お母さんにぼくの気持ちはわからない」と言う。日本語ができないことが劣等感になっているように思う。学校の了解をとり、日本語学校か塾に行かせようと思う。友達が塾に通って日本語も勉強もできるようになったらいい。午後だけ通える日本

語学校はあるか？ 近くに塾はあるか。

- ・ **対応：** 日本語学校はあるが対象は大抵 15 歳以上となっている。近隣の塾、NGO の学習機関などを紹介。

小中学校（義務教育）年齢の子どもに関しては、基本的にはそれまでの就学歴にかかわらず学校に入る上での制限はない。本人・保護者が希望すれば地元の小中学校で受け入れることになっている。とはいえ、本人にとっても保護者にとっても、初めて経験する日本の小中学校にはわからないことも多く、不安も多い。日本語を理解しない、また、異なる文化の中で育ってきた子どもにどう向き合っていけば良いか、学校にとっても担当教員にとっても、多くの場合は戸惑いが生じる。

日本語指導を必要とする外国籍の子どものために、2009 年度は、神奈川県内全域で 101 校の小学校、43 校の中学校に国際教室が設置されている。国際教室は加配教員が担当する。神奈川県の基準では、原則として、外国籍の子どもが 5 人いれば加配教員が 1 人、20 人いれば加配教員が 2 人つくことになっている。上記の 2 ケースについては、学区に国際教室が無かったように、呼び寄せの場合は（飲食店付近に中国系が多かったり、工業団地に南米系が集住したりする傾向などと比較して）外国人集住地域に住むとは限らず、地元の学校に国際教室がないケースも多い。時折、外国から妻と（前夫との間の）子どもを迎えるにあたって、国際教室がある学区に転居したいと問い合わせる父親もいる。

外国籍の子どもが 4 名以下の学校では、加配がつかないため、特別な支援体制をつくるのが難しい。そのため神奈川県の多くの自治体では、自分の居住する学区の学校に国際教室がない場合には学区外就学を認めている。また、国際教室が無い場合でも、学校からの要請に応じて日本語指導等協力者が派遣される場合もある。

1. 2. 2 学力定着の難しさと特別支援教育との関係

ここまでは新規来日や呼び寄せのケースを考えてきたが、一方では小学校の頃から日本で教育を受けていたり（この場合、高校受検をするにあたって、来日後 3 年以内という受検要件をもつ特別枠が使えなくなる）、あるいは日本生まれ・日本育ちの子どもも増えてきている。そのような子どもたちの学力定着が課題となってきている。同時に外国につながる子どもたちの新たな課題として各地から提起されるようになってきているのが、発達障害が疑われる子の存在である。ただし、外国につながる子どもの場合、言語・文化間の移動（国と国との間の移動だけではなく、家庭の言語・文化と学校の言語・文化間の移動も含む）により、学習障害や多動に似た状況を呈することがあり、発達障害なのか環境因なのか、判断が難しい場合が多い。発達障害ならばそれに応じた支援が必要である一方で、発達障害ではなく日本語の習熟度や環境の問題であるのに「発達障害」とのラベルを貼ることで、適切な言語教育が校内でなされなかったり、家庭での問題を見過ごしたりする危険もある。

【ケース 1-9】 個別学級在籍のペルー出身生徒に使える教材

- ・ 相談者 中学校個別学級担当教諭、日本語
- ・ 相談を必要とする人 <不在> 中学 1 年生、スペイン語、ペルー出身
- ・ 相談形態 来訪 1 回
- ・ 内容： 現在個別学級で教えている生徒は小学校低学年時に来日したらしい。知的障害を持つと聞かされたが数学などを教えるときちゃんと問題を解くので、知的障害ではないか、もしくは軽度であって、日本語面での躓きが原因ではないかと思う。両親はあまり日本語ができず、通知文にふりがなをふって伝えている。①漢字を教えるには？簡単な会話をするためのスペイン語対訳集はあるか？学習言語を学ぶための教材は？国語教科書の対訳はあるか？

教材に関しての案内は、巻末の「資料 3 参考になるホームページと図書資料」にまとめられている。ここでは、「知的障害」とされた子が、他の教員によっては「違うのではないかと疑問が呈されていることに着目したい。外国につながる子どもについて、個別指導学級に在籍しているが、障害ではなく日本語の問題ではないかという相談は他にも寄せられている。

言語が未発達なうちに言語環境が変わり、その差異に適切な言語教育が受けられないことで、母語（第 1 言語）も第 2 言語も中途半端になるような状況を「ダブルリミテッド」現象と呼ぶ。「ダブルリミテッド」児を生まない指導方法について、最近では、各地の教育現場で研究が始まっている。しかし、全体的な認知度で言えばまだまだ低く、単純に「勉強が出来ない子」と見なされたり、あるいは発達障害を疑われたりする。

現実問題として、ダブルリミテッド現象については、学習障害との見極めが非常に難しいとされる。さらに、子どもの学力が伸び悩むときに、その原因はダブルリミテッド現象以外にも、就学前の学習環境の問題であったり、一時帰国により就学が途中で途切れていることによるつまづきだったり、様々な理由が考えられる。本当にその子の学力をのばすことを考えるなら、まずは停滞している原因を探る必要がある。

そのためには、「小学生ぐらい」で来日したという把握は不十分で、何歳で来日し、母国でも日本でも、いつどこで教育を受けてきたのか（途中で就学が途切れていることも珍しくない）丁寧に保護者から聞き取ることから始める必要がある。同時に、ある程度外国につながる子どもへの指導経験を持ち、多様なケースを扱った人が子どもの見立てに関わることも必要である。

というのは、学級担任や加配教員が 1 人で外国につながる子どもと向き合うだけでは、その子のもつ多様な側面に気づくのがとても難しいからだ。また、やっとな外国につながる子どものニーズや困難が見えてきたところで異動になれば、その経験はそこで途絶え、また新しく担当することになった先生がゼロから試行錯誤をすることになる。そうならない

ためには、学校の中で多くの先生が関わり、学校全体としてそのような子どもたちとどう向き合い、子どもたちをどう支えるかを考える必要がある。さらに、そのような学校の取り組みを支える、より大きなビジョンやスキームが必要になる。

第2節 保護者が感じる困難

日本社会に生まれ、日本の学校教育制度の中で育った人間にとっては当たり前のことが、他国で生まれ育った場合には理解できないことが多い。第1節で書いたように、国によって義務教育の年限も違えば、年度の始まる時期も異なる。どういう考えの下に教育制度を築いてきたかという歴史も違う。課程主義をとる国では成績が悪ければ小中学校でも落第するが、年齢主義の日本では成績にかかわらず進級する。また、学校の中での「子ども－教師」間の関係性や、学校がどこまで学業以外のプライベートな領域に踏み込むか、学校に期待するものの内容は、国や文化によって異なる。保護者自身、慣れない社会の中で、自分の母語ではない言語を操りながら、もしくは通訳を介しながら子どもの教育にかかわっていくことになる。ここでは、保護者が感じる困難について述べる。

2. 1 日本語で諸手続きをこなす難しさ

日本語はもとより、様々な日本の制度・仕組みがわからない保護者にとっては、手続きをこなすだけでも非常に大変である。

【ケース 2-1】 保育所入所手続き、就学通知書の内容、就学時健康診断調査票記入方法

- ・ 相談者 母、タガログ語、英語、フィリピン出身
- ・ 相談を必要とする人 <同伴> 5歳 M (女)、タガログ語、フィリピン出身
- ・ 相談形態 来訪 4回
- ・ 内容 : (1度目の来訪) 子どもと2人暮らしで仕事をしている。今は自分の妹が子どもの面倒を見ているがじき帰国する。職場近くの保育園に入れるため必要書類を揃えた。①役所でもらった入所申込書の記入方法がわからない。②役所から「通訳と来てください」と言われたがどこに頼めばいいか。
- ・ (2度目の来訪) その後、役所に手続きに行き、保育園への入所が決まった。入園説明会に通訳がついた。③そこでもらった入所用書類「健康台帳」「児童台帳」「4・5歳児用面談カード」への記入の仕方、パンフレット「入園のしおり」「緊急時の対応について」の内容が知りたい。④小学校にあがるのは何歳からか？日本の小学校のことが知りたい。
- ・ (3度目の来訪) ⑤役所から送られてきた書類「保育所入所承諾書」「保育料について」「保護者のみなさんへ 保育所保育料の納付方法について」「X市保育所保育料口座振替依頼書兼自動払込申込書」「口座振替の手続き」「口座振替を扱う金融機関」「保育所に入所された皆様へ」、入園説明会でもらった「Y保育園入園のしおり」「緊急時の対応について」の読み方と記入方法が知りたい。
- ・ 対応: ①③⑤必要箇所を音読し、逐次通訳しながら、本人に下書き記入してもらった。

②通訳派遣制度¹¹を紹介。④学校生活説明資料（タガログ語版）をもとに説明。

- ・ **その後の経過：** 母親によると、その後子どもは元気に保育園に通い、友達もたくさんできたとのこと。最初の相談から半年後、今度は区役所から届いた小学校の「就学通知書」「就学時健康診断調査票」「就学時健康診断票」に書かれている内容、小学校入学時に揃える物などについて問い合わせのため再び来訪されたので内容を説明した。

このケースについて注目されるのは、入園説明会には通訳がついていたということである。そこには一定の配慮があったと考えられる。しかし、その上でも保護者がよくわかっていないことから、もう少し丁寧なフォローが必要であることが見えてくる。当窓口でそのようなフォローを行うことは可能であるし、相談者に寄り添った対応をいつでもできるように心がけてもいる。しかし、行政機関は、外国籍住民が自力でどこか外の資源に頼って解決してくることを期待するのではなく、自分の自治体で暮らす日本語の理解が不十分な住民にどのようなサポートを提供していくのかを内部で考える必要もあるだろう。特に外国籍住民が多数居住する自治体においては、ある程度件数が重なるのであれば、多言語情報を整備することも考えられる。

ただし、情報を多言語化したら、活用され、必要としている人に届くとは限らない。上記ケースの一家が居住する自治体では、実は健康診断調査票の翻訳版が存在したが、この母親に対し、利用されることはなかった。市町村教育委員会が学校生活について紹介する多言語資料を作成ことが増えたが、資料が発行されている市町村の学校教員がその存在を知らないケースは多い。情報を多言語化する際には、常にそれを使う人や場面を想定しながら、どのように届けるかを含めて考える必要がある。

また、次節の【ケース 3-5】では、奨学金の申請書類の記入方法がわからないということで、記入を手伝っている。奨学金の申請書類に関しては他にも「記入の仕方（何を記入すればいいのか、何を聞かれているのか）がわからない」と、孫のために日本語母語話者（日系 1 世）である祖父が持ってきた例がある。当相談窓口のコーディネーターにとっても、語句等が難しい書類であり、一見してすべてを理解し、説明できる内容ではなかった。それを日本語が母語でない保護者に「記入してもらおう」ことにはかなり無理がある。日本語が母語の者にとっても難しい書類様式自体が、見直されてもいいはずだ。

2. 2 母国との学校の違い

学校に入ったあとも、保護者が子ども時代に過ごしてきた母国の学校との習慣の違いへの戸惑いはいろいろある。様々な学校行事は日本特有のものも多いし、学校は勉強を教えるだけのところという感覚をもっている国の保護者からみると、日本の学校の教師が日常

¹¹通訳派遣制度については、第 4 節で紹介する。

生活の細かいことやしつけにまで目を配るということは驚きをもって迎えられることも多い。

【ケース 2-2】 小学校の行事、家庭訪問など

- ・ 相談者 保護者母、中国語、中国出身
- ・ 相談を必要とする人 <同伴> 6歳 N (女)、中国語、中国出身
- ・ 相談形態 来訪 2 回
- ・ 内容 : 4 月に N が小学校 1 年生になるので学校のことを知りたい。家庭訪問があるのか? 先生が自宅に来たら何をを用意すればいいか? 給食に慣れなかったらどうしたらいいか? 1 学期に保護者が学校に行く回数はどれ位か?
- ・ 対応 : 家庭訪問は生徒の安全のため、学校側が通学路を知り、生徒の学習環境を知るためおこなわれる。先生を家に上げる時もあれば玄関先で話して終わることもある。特別な用意はしなくてもいい。給食は、今から日本食の味に慣れるようにし、学校に行ったらたくさんの友達と一緒に食べるのですぐに慣れていこう。あまり心配しないように。学校の行事として保護者に出席してほしいのは懇談会、個人面談、運動会など。保護者が積極的に学校と関わると、子どもも学校行事や勉強に取り組むだろう。

上記のような相談のほかにも、保護者は PTA に参加しなければならないのか、子どもが部活動に参加したほうがいいのかなどの問い合わせも多い。PTA は日本特有の組織ではないが、それに参加して求められる内容や、役員の選出についてなど、外国から来た保護者にとっては理解しにくいことも多い。前提が違うことを意識した上で、日本人にとっては「当たり前」のことを丁寧に説明する必要がある。また、日常的にちょっとした疑問を聞きやすい雰囲気を学校や地域でつくっていくことも大切なことである。

2. 3 高校への進学について

おおまかな教育制度上の差異については第 1 節でも見てきたとおりだが、中でも特に高校進学制度のちがいは理解しづらく、また子どもの人生にかかわる大きな問題である。ここではまず、南米と中国それぞれの保護者からの相談事例から考える。

- ・ 南米からの保護者の場合

【ケース 2-3】 高校進学全般について

- ・ 相談者 保護者母、スペイン語、ペルー出身
- ・ 相談を必要とする人 中学 3 年生 O (女)、スペイン語、ペルー出身
- ・ 相談形態 電話 1 回
- ・ 内容 : 小 5 で来日。高校に行くための手続きは、いつ、どうやってするのか。高校

はどうやって選ぶのか。以前塾に通っていて、そこで分厚い進学情報誌をもらったが、娘の日本語力では理解できないし、理解できたとしても娘のスペイン語力では母のために通訳してもらうのも限界がある。学校の先生には「夜の高校」を勧められて、娘はともショックを受けた。仕事をするつもりはなく、昼間の学校に行きたい。成績は、4, 3があつて2も少しある。女の子だし不良がいるような学校は、行かせたくない。

- ・ **対応：** 一般的には成績に応じて中学校の先生が選択肢をあげて、それを元に進路を考えるということを、サポーターから説明。「公立高校入学のためのガイドブック」を送る旨伝え、「日本語を母語としない人たちのための高校進学ガイダンス」¹²はすでに終わっているので詳しい相談のため来館してほしいと言うと、ガイドブックを読んだ上で、来週相談に来るとのこと。その際、成績がわかる資料を持ってくるようにと伝えた。
- ・ **その後の経過：** 結局、相談には来ていない。

・ 中国からの保護者の場合

【ケース 2-4】志望校を先生に言われたとおりに下げて受検したのに県立高校に落ちた。なぜ落ちたのか。

- ・ **相談者** 保護者母、日本語、中国出身
- ・ **相談を必要とする人** 中学3年生 P、(女)、中国出身
- ・ **相談形態** 電話 1 回
- ・ **内容：** 子どもは小学1年から日本で学び、中2の時に一時帰国。そのあと再来日。三者面談時に X 高を希望したが先生から難しいと言われ Y 高に変更。Y 高を受検したが不合格だった。自主採点では点がとれていた。Y 高の C 値 (内申と入試の比率) のことは知っている。中2の内申が一時帰国のために低かったのが原因と思っている。これから私立高を受験する。志望校を変更したのに公立高に落ちたことに納得いかない。外国人だから不合格だったのか。
- ・ **対応：** 外国人だから不合格ということはない。落ちたショックはわかるが、お母さん以上にお子さんがショックを受けているはず。公立に落ちた原因を追求したい気持ちはわかるが、もうすぐ私立受験なので、お子さんが気持ちを切り替えて臨めるよう、支えてあげてほしい。

ブラジル、ペルーなどの南米の国では高校入試はなく、日本のような高校間の偏差値による序列づけも存在しない。家の近くにある高校に行くという感覚が一般的である。中国では日本の大学入試センター試験のような統一試験が存在し、その点数によって高校にわりふられる。これらの違いが上記のような相談の背景にある。

¹² 「日本語を母語としない人たちのための高校進学ガイダンス」は多文化共生教育ネットワークかながわ (Me-net) と神奈川県教育委員会が毎年秋に県内各地で協働で開催している。通訳付き。

高校に入るために試験が必要であることや、中学校での学習以外の生活態度までがその評価の対象となっていることは南米系の保護者にはなかなか理解されにくい。日本人はその地域で育っていれば知らず知らずのうちどこが「偏差値が高い高校」なのかを知るが、入試要項など普通に手に入る公的な書類には一切偏差値等の情報が載らない以上、南米系の保護者には高校間にそのような偏差値による序列があること自体想像がつかない。むしろ、落第制の存在しない日本の小中学校生活の中で、子ども自身、成績面で厳しく評価される事態を想定もしていないし、知ったときには遅すぎる場合もある。

中国出身の子ども・保護者は「偏差値が高い高校」への強いこだわりと、中学校では、より学科を重視する傾向が見られる。内申点という概念、特に実技科目も評価対象になること、部活動や委員会活動まで評価されること、つまり「学力」以外のことが評価されることに対し、違和感を表明したり、時節で紹介する【ケース 3-4】のように、他の子どもとの内申点の差に不公平感をもつこともある。

このような状況の中で、「高校を選ぶ」というのはなかなか難しい。入試に関する基礎情報や土地勘が圧倒的に少ない中で、子どもは中学生の友達から聞いたり、保護者は同国人保護者からのわずかな情報を収集したりし、それがすべてになってしまう傾向がある。友達や同国人保護者からの情報も有用ではあるものの、時として偏ってしまう危険性もある。中学校の教師との面談においても、保護者が前提となる情報をもっていないため話がかみ合わなかったり、【ケース 2-3】のようにいきなり「夜の学校」（定時制）を勧められて衝撃を受ける親子からの相談も時々寄せられる。

保護者としては、自分の子どもはもっとできるはずだ、「夜の学校」に行かせるなんて、という思いをもつ。特に高校入試の存在しない国の出身者にとっては、「夜の学校」は非常に特殊な進路のように受け止められる。なぜ自分の子がそこを勧められなければならないのか。子どもの思いとしても、日本にどのぐらいの期間滞在しているかにもよるが、特に母国では成績優秀だった子ほど、日本語ができないだけで「勉強ができない子」だとまわりから見られることへの心理的な抵抗は大きい。また、落第制の存在する国から来ている場合、保護者・子どもともに「これまで落第していないから学力に問題があるとは思ってこなかった」との誤解がある場合もある。

一方で、日本の中学校の教師にしてみれば、私立の併願校を受けられる経済状況にあるかどうかにもよるが、やはり安全圏を勧めたい、こういう成績の子はここなら受かるのではないか、という思いで受検校を勧める。ただし中には、中学校1年生や2年生の段階で、「まだ日本語ができない」子に対して非常に安易に「高校受検は無理だ」と就職を勧めたり、次節で紹介する【ケース 3-1】のように、「就職するか、帰国するか」と子どもに提示したりした事例もある。担任が「外国人特別枠」の知識なしに定時制のみを勧めた事例もある。

保護者による見立ても、学校の教師による見立ても、十分な情報に基づいた判断ではないかもしれない。保護者は「母国ではあんなにできたのに」と思うかもしれないし、教師

は「日本語がこれだけしかできないから」と、日本語を通して見える生徒の力しか把握できないことが少なくない。まずは双方のギャップを埋めること、保護者は日本の制度を正確に理解すること、教師は子どもの母国の制度との違いをおおまかな前提知識としてもつこと、また特別枠などの制度は外国籍生徒を担当する教師はしっかりと把握していることが望ましい。そのための情報提供を必要に応じて多言語で行うことは、当相談窓口でも行っているが、まだ十分に行き届いているわけではない。

同時に、母国での就学期間が日本での就学期間よりも長いような場合、つまり中学生や小学校高学年で来日した子どもについては、日本語を通してだけでは、その子の本来の学力は見えないということを考慮する必要がある。母語ではどの程度読解力があるのか、母語による解説があるときに教科をどの程度理解できるのかなど、可能な限り母語の力も把握することが望ましい。同じように日本語や教科を教えても土台の差により日本語や、日本語を通じて教科学習に取り組むときの進捗には差が出てくる。母国で優秀な成績だった子は、やり方次第では、中学生の間は日本語の壁で学力が伸び悩んでも、高校に入って著しく伸びることもある。一方で、母国でも何らかの事情であまり学校に通えていなかったり、年齢相当の力が身につけていないような場合には、同じ内容でも手厚く教えていく必要が出てくる。

☆相談対応のヒント<内申点が存在しない場合>

【ケース 2-4】のように、中 2 の内申点がないなど、『資料が整わない者の選考』は次のようになっている。

後期選抜における学年制普通科（専門コース及びクリエイティブスクールを除く）の場合は、数値 C ※による第 1 次選考により後期募集人員の 80% について合格者を決定後、資料の整わない者について、参考にできる資料を活用し、第 1 次選考合格者に相当するかどうかを判断し、適正に選考することとしている。

また、その後の第 2 次選考については、資料の整わない者にも配慮し、調査書の学習の記録は用いない選考としている。

それ以外の学科については、総合的な選考であるが、いずれも資料の整わない者については、参考にできる資料を活用し適正に選考することとしている。

したがって、中 2 の内申点がないことが不利になるような選考にはなっていない。なお、高校ごとに事前に選考基準を定めており、これは県教育委員会ホームページの「公立高校入学者選抜選考基準」で公開されている。

※数値 C について

調査書の学習の記録

$$A = (\text{第 2 学年の 9 教科の評定の合計}) + (\text{第 3 学年の 9 教科の評定の合計}) \times 2$$

* 各教科の評定を一定の範囲(3 教科まで各 2 倍以内)で重点化した数値とする場合がある。

学力検査の結果

B=学力検査(3~5教科)の各教科の得点合計

*各教科の得点を一定の範囲(2教科まで各2倍以内)で重点化した数値とする場合がある。

数値 C

$C = a(A \text{ を } 100 \text{ 点満点に換算した数値}) \times m + b (B \text{ を } 100 \text{ 点満点に換算した数値}) \times n$

※ m:n は、「4:6」、「5:5」、「6:4」の比率の中から各高等学校が定める。

2. 4 呼び寄せに伴う難しさ

第1節でも述べたように、中国やフィリピンからの呼び寄せについての相談は非常に多い。呼び寄せた場合、年齢によって就学が難しくなるなどの制度的な課題については第1節で触れたとおりだが、そのほかにも家庭の中でも難しい状況に陥ることがある。

【ケース 2-5】子どもの様子が心配、高校進学に向けてどうすればいいか

- ・ 相談者 母、中国語、中国出身
- ・ 相談を必要とする人 <同伴> 中学3年生、14歳 Q (男)、中国語、中国出身
- ・ 相談形態 来訪2回(1度目は母のみ、2度目はQ同伴)
- ・ 内容 : (1度目の来訪 ※母親のみ) 1年8ヶ月前に呼び寄せた子どもと2人暮らし。
①日本の高校受検制度がわからない。②授業の9割は耳で聞き取れるようになったが作文が苦手。国語の点が低い。数学は得意で90点とるが100点をとってほしい。塾に通わせているが点数が伸びない。テレビゲームばかりしているので「このままではいい高校にいけない、大学にも行けない」と言う、「うるさい、死ぬ」と言う。叩いても効き目がない。親に手をあげるようになった。どう接したらいいかわからない。どうすれば勉強する気になるか。
- ・ 対応 : 高校受検制度について説明。叱ったり脅したりではなく、なぜ勉強しなければならないのか、将来の夢や就きたい仕事のイメージづくりをさせ、子ども自身が受験に向かう気持ちをつくるのが大切。良い所をほめ、母親が味方であることを子どもに伝えてほしい。参考図書として「13歳からのハローワーク」を紹介。

呼び寄せられた子どもの場合、好きで日本に来たわけではないという不満が(一家全員で来日する場合よりもさらに)大きい場合が多い。自分を残し、母親が先に来日したことを「捨てられた」と感じている場合もある。日本に来てから新しい父親や、場合によっては母親と養父との間に生まれた妹弟と一緒に暮らすことになる。家族の中で、自分だけ言葉が通じないという事例も珍しくない。第1節でみた【ケース 1-8】の K のように、学校

に通っても言葉が通じず、友人関係や勉強がわからないことに悩むケースも多い。当然ながら子どもにとっては大きな環境の変化である。にもかかわらず、日本に呼び寄せられてからは、特に中国出身の母親の場合、とにかく「勉強しろ勉強しろ」とばかり言われ、自分のつらさを母親はわかってくれないと感じる子どもが少なくないようだ。母親にしてみれば、子どものために日本で頑張ってきたのに、なぜわかってくれないのかという思いもある。結果的に、この Q のようなケースは、相談窓口で子どもの勉強について心配して熱く相談する母親と、無関心な雰囲気ですっぽを向く子どもという構図ができてしまう。(ただし、それはもちろん家族によりけりであり、母子ともに頑張っただけ高い入試の壁を乗り越えていく場合も多い。)

この状況の背景には、親子の気持ちのすれちがいもあるが、それに加えて、現在の日本と中国での勉強や学校についての価値観の違いも横たわっている。中国では勉強して「良い学校」に行き「良い会社」に入ることにより「良い未来」が約束されていると信じられている。一方、今の日本では、学歴へのこだわりは根強くあるものの、「良い学校」に行けば一生安泰だという幻想は崩れている。このことは学校の雰囲気にも大きな違いをもたらす。中国の学校では(地方により差があるが)とにかく勉強については厳しく、宿題も大量に出る。日本の学校に来ることで、よく言えば子どもがリラクセスし、悪く言えばゆるむことにより、中国人の母親は、「日本の先生は優しすぎる、宿題が少ない」と訴える場合がある。

他の中国人の母親からの相談例でも、子どもは日本の公立高校で部活やアルバイトに精を出し、勉強には心が向かわないがどうすればいいかというものがある。母親は日本人の友達もおらず、中国在住の同年齢の子をもつ以前からの友人と連絡をとると、「高校生が部活で遅くなるなんてありえない」「アルバイトだなんて考えられない」と言われ、一層子どもに厳しく勉強しろ、いい大学にいけと迫る。子どもは「まわりの子だって勉強してない」「お母さんにはわからない」と、心が離れていく。このような相談の場合、当窓口のサポーターから現在の日本の一般的な高校の雰囲気や高校生の1日の過ごし方を聞いて安心したり、子どもへの接し方が変わったりすることもある。母親が他の同世代の子どもをもつ日本人の母親と日ごろから接していれば解消できるような悩みもあると見受けられる。外国から来た母親が孤立した子育てに追い込まれないような環境づくりも必要である。

2. 5 日本において1人で子育てに向かう不安

次の事例は、呼び寄せではないが、日本での子育てに1人で悩んできた母親の事例である。母親は日本語がある程度はできるが、日本人の友達も少なく、小さな子どもの子育ての相談をできる相手がまわりにいないという状況である。

【ケース 2-6】子どもの発達が遅れているのではないか心配

- ・ 相談者 保護者母、中国語、中国出身
- ・ 相談を必要とする人 <同伴> 3歳 R (女)、中国語、中国出身
- ・ 相談形態 来訪 5回
- ・ 内容： 結婚のため来日。最初は母親自身のために日本語教室を教えてほしい、自分が子育てに必要な日本語を学ぶための教材はないかという相談で窓口に来てきた。その後、定期的にベビーカーを押して来館するようになり、日本語の教材を借りにくるたびに窓口に寄り、子育ての相談をするようになった。子どもが3歳児なのに、まだおむつもとれないし、他の子と比べておとなしすぎる気がする。自分より小さい子でもこわがる。発達の問題があるのではないかと心配。保健所の検診には参加しているが特に何も言われていない。おまるでの排泄を怖がってしたがらない。間食はあまりしないが、食事時に注意散漫、落ち着かず、あちこちに気をとられる。口に入れたままで嚙まず、飲み込むのが遅い。食べるのが遅い。体重は平均値に入っているが、やや少なめ。来年から幼稚園に入りたいが、こんな状況で心配なので迷っている。
- ・ 対応： 相談のたびに、日本語教室や教材について必要な情報提供をしながら、サポーターが母親に、自身の日本での子育ての経験を交えつつ、子どもの成長には個人差があることや、ゆったり構えて見守ればいいということを伝えている。相談をきっかけに母としても肩の力がぬけ、結果としておむつがとれたと感謝を伝えられる場面もあったが、やはり心配は尽きないようすで、現在も定期的に本を返しに来つつ幼稚園の相談などを続けている。

この事例の母親は、家がそう遠くないということもあり、現在も定期的に子どもを連れて“あーすぷらぎ”に遊びにきている。当初はいつもベビーカーに乗っていた R も、自分の足で歩いてくるようになった。母親は“あーすぷらぎ”に来ることで、子ども向けのイベントなどの情報を知り参加をするようになり、少し日本での母親の交際範囲が広まった感じはある。子どもが保育園や幼稚園に入っておらず、母親が仕事をしていない状況では、母親の日本社会との接点はきわめて限られる。子どもを連れて参加できる外国人母親向けのイベントは国際交流ラウンジなどでも開催されているが、母親が孤立しないような様々な機会を積極的につくっていく必要があるだろう。

2. 6 母語／継承語、母文化の維持・継承

日本での暮らしが長期化する中で、あるいは日本生まれ・日本育ち、父親は日本人という子どもが増えている中で、子どもの母語・継承語をどう考えるかという課題も出てきている。

【ケース 2-7】 娘の母語母文化を奪いたくない

- ・ 相談者 養父、日本語
- ・ 相談を必要とする人 小学1年生 S (女)、タガログ語、フィリピン出身
- ・ 相談形態 電話 1 回
- ・ 内容： フィリピンにいる妻はこれから来日。娘の学校のことが心配で国際教室を持つ X 小を見学したら、とてもよかったので安心し、娘も日本に呼び寄せる気持ちになった。日本に呼び寄せることで、娘の持つフィリピン文化や言葉を奪ってしまうと可哀想に思う。どうしたらいいか。
- ・ 対応： 子どものアイデンティティのよりどころとして、母語や母文化も大事にしてあげてほしい。参考までに、タガログ語の母語教室がある小学校を紹介。

【ケース 2-8】 母語、母文化をどのように子どもに伝えたらよいか

- ・ 相談者 保護者母、中国語、中国出身
- ・ 相談を必要とする人 <不在> 小学3年生 T (男)、日本語、日本生まれ
- ・ 相談形態 来訪 3 回
- ・ 内容： 息子は日本で生まれ育ち、日本人と同じように日本語を話す。夫は残留孤児 2 世。自分は家ではできるだけ中国語を話すようにしているが、息子が中国語を話したがない。どのようにしたら中国語、中国の文化を受け入れるようになるか？
- ・ 対応： 日本で生活する子どもに、中国で生活する子どもと同じように育ててほしいというのは無理がある。子ども自身、日本人の子どもと同じようにしたい気持ちがあると思うので、言葉や考え方、遊び方、友達との付き合い方などを無理に押しつけないほうがいい。中国語も同様で、習いたい時期が来たら、親は手を差し伸べ協力してあげてほしい。子どもを連れ、中国の歴史がある土地へ旅をすると、中国に対して気持ちが変わってくると思う。焦らずゆっくり子育てしてほしい。

S の場合はこれから呼び寄せにより来日予定、T の場合は日本で生まれ育ったという違いがある。S の日本人の養父は、娘のフィリピン文化や言語への配慮を見せている。呼び寄せた子どもへの日本語教育の相談は多いが、母語・母文化についてこのような相談を養父から受けることはきわめてめずらしい。一方で T の場合は、両親とも母語は中国語という状況の中でも日本で生まれ育ち、中国語を話したがいなくなっているという状況がある。

特に国際結婚の場合は現在日本で暮らしていること、また父親の言語が日本語であることが多いことから、日本語のみを話す子どもも多い。T の場合は、両親が家で中国語を話すことから、能力的に話せないというよりは、年齢的にまわりの目が気になるような時期にも入り、中国語や中国文化への否定的な見方を身につけつつあるのだと考えられる。家庭内でどの言語を使うかは、最終的には家庭の判断である。しかしその最終的な判断が周囲からの否定的な視線や、周囲のまちがった思い込みによるアドバイスにより強いられたも

のであってはならない。

【ケース 2-6】の R の場合も、幼稚園から「子どもが混乱するからお母さんは中国語を使うのをやめるように」と言われて、母親はさみしそうな顔でそれを語っていた。母親の日本語能力は低くはなく最低限の意思疎通には困らないが、自分の思いを子どもに十分に伝えられるほどではなく、母親に中国語を話すなということは、子どもとともに会話するなということに等しい。当相談窓口では、子どもの長期的な言語発達を考えるとこの時期に親が自分の得意な言葉で子どもに多くを語りかけることが最重要であること、何語でもいいから語彙を増やし子どもの世界を広げることが大切であること、概念形成ができれば、それを別の言語に置き換えていくことは難しくないということを説明した。

子どもは周囲からの視線を簡単に内面化する。周囲が母語や母文化に否定的な視線を送れば、子どもはそれを隠そうとするようになる。また保護者（多くの場合は母親）も、ある種の遠慮や劣等感から、自分の言葉で子どもへと語りかけることを避けてしまう場合もある。意識的であれ無意識のうちであれ、否定的なメッセージを放っていないか、周囲の人間は配慮する必要がある。一方で、生き立ちを無視した「〇〇人なんだから〇〇語を話せないのはダメだ」「〇〇語を勉強しなさい」という周囲からの言葉も、子どもや家族を傷つける。実際にその言語を話せる・話せないということにこだわるよりも先に、その子どもをありのままに受け入れた上で、自分のルーツや親のルーツを肯定的に受け入れることができるような環境を整えるという意識をもって周囲の人間は関わりたい。

第3節 学びを支える環境の課題

子どもが学び続けるためには、安心して学べる環境が必要である。しかし、何らかの理由で学びの土台となる環境が不安定になってしまうことがある。ここで取り上げるのは、学習そのものの課題ではないが、学びの継続を難しくするような事態、具体的には学校内でのいじめや対人トラブル、経済的困窮など家庭の抱える困難などについてである。これらは必ずしも外国につながる子ども特有の問題ではないかもしれないが、言語・文化的背景の異なりがいじめの誘因となっている場合もある。また、特に南米系を中心とした「外国人労働者」特有の不安定な雇用のあり方が経済的困窮に直結し、進学の際の学費の問題につながることもある。奨学金を借りようと思ったときに在留資格の種類によりそれが難しいときもある。保護者の日本語力が様々な問題解決の際のかせになってしまう場合もある。

1つ何かにつまずいたときに、その問題の解決に使える日本語能力や情報収集のネットワークなど資源の量に差があったり、在留資格の差から使える制度が限られたりすると、次々に困難が累積しあい増幅していく。その解決の糸口としての相談対応を心がけているものの、1つ1つのケースの背景にはより大きな問題の存在がある。ケース対応は目の前の困っている人への対応であり、必然的に対症療法的になるが、ここではケースを読み解きながら、その背後にある問題にもふれていきたい。

3. 1 学校の中でのいじめ

【ケース 3-1】娘の学校での人間関係や学習

- ・ 相談者 保護者父、スペイン語、ペルー出身
- ・ 相談を必要とする人 <不在> 中学2年生U(女)、スペイン語、ペルー出身
- ・ 相談形態 来訪1回
- ・ 内容: 6年生で来日、小学校ではうまくやっていた。中学校に入ってから、「バカ」というあだ名をつけられ、その言葉の意味を知って深く傷ついた。最近では学校には行くが、家に閉じこもってしまい休日は一步も外出しない。土日に遊びにいけるようなイベントなどはないか。また、先日の家庭訪問では先生に「高校にはいけないだろう」「仕事をするか、それとも国に帰るか」と言われた。親としては、「普通の日本人と同じように学校に行ってほしい、工場労働はさせたくない」と言うと先生からは「日本語をとにかく頑張るしかない」と言われ、本人は泣きそうになった。数学、英語、体育は悪くはないが、国語と社会が全然できない。
- ・ 対応: 土日や長期休みに参加できそうな地域の児童館などの施設やイベントを案内。子ども向けの日本語・学習支援団体を紹介。
- ・ その後の経過: 案内したうちのひとつの団体が主催する教室に毎週通うようになった。

た。そこにはペルー人の子がいて友達もでき、勉強もよく見てくれるし、学校でのトラブルにも対応してくれるので助かっているとの連絡あり。

【ケース 3-2】いじめにあっているので高校を転校したい

- ・ **相談者** 高校生 V (女)、スペイン語、南米出身
- ・ **相談形態** 電話 2 回、来訪 1 回
- ・ **内容**： 現在、来日 4 年目。通っている高校でいじめを受けている。もう通いたくない。私立でも公立でも、試験を受けてもいいので、自分を受け入れてくれる高校に転校したい。来日時、日本語ができなかったため、1 年下げて小 6 に編入。その後、中学校 3 年生のときには、どうすればいいのかわからず、家の近くの学校がいいのだろうと、近所の私立高校と、県立高校を受検。来日後 3 年を過ぎていたため特別枠は使えず、県立には合格できなかった。私立には受かったのも、そちらに通い始めた。入ってみて初めて、女子校だと知った。最初はうまくいっていたが、ある日友だちが話しかけてくれなくなった。自分から「音楽室はどこ？」と話しかけても、無視されたり、冷たくされたりして、夏休みに入る前の最後の週は、ひとりぼっちだった。自分の想像では、後ろの席の子が、他の子をかからかっているときに制止に入ったのがきっかけになってしまったのではないかと思う。学校の先生にはまだ話せていない。何度か話そうと思ったが、タイミングがうまくつかめなかった。勉強は続けたいと思っている。大学にも行きたい。でも、この学校に通い続けるのがつらい。「いじめ」とまでは思っていないが、できれば学校をかわりたい。母親には話をしていて、まずは自分でいろいろ調べてみるようにと言われ、それで一番いい方法を考えようと言われた。
- ・ **対応**： 高校の転校に関しては、校長先生が「いじめがあるので転校の必要性がある」と認める必要がある旨を説明。そうでなければ、学校を一度やめて、もう一度受検し直すか、1 年生を終えて 9 月に再入学という方法になると言うので、来日時に学年をひとつ下げているので、また学年が下がるのには抵抗があるとのこと。(相談に来た日は夏休みの終わりごろで) 9 月 1 日から新学期ということで、通えそうか聞いてみたら「行ってみる」とのこと。やはりうまくいかないときには、こちらからも学校へのアプローチを考えるのでまた連絡してほしいと伝えた。その後、連絡はなかったが、最終的に転校したと伝え聞いている。

学校の中でのいじめへの対応については、学校を訪問して調整が必要な場合もあるが、当相談事業の場合、窓口でのコーディネーションを原則としており、個別ケースワークのための出張について、時間的、予算的な余裕がないため、出張は行っていない。

前者の子ども U の場合、日本語が不十分であるというところから「バカ」という心ないあだ名をつけられたのではないかと考えられる。父親の話では、中学校に入った頃、U は「バカ」と言われてもその言葉の意味がわからない程度の日本語力だったようである。U

の場合、スペイン語圏の子どもたちを中心に支援している団体につながったことで、その団体が学校でのトラブルの際にも対応できるようになった。

「いじめ」については、相談者の高校生自身が、母親に「自分で転校の手続きについて調べてみるように」と言われ、それを聞くために電話をかけてきた。来館した折も、母親に付き添われて来たわけではなく、むしろ他に面倒をみられる人がいないからと、幼い妹も連れて来た。文化的背景により子どもの自立についての考え方が違う場合もある。しかし、朝から夜まで長時間労働を強いられる保護者の働き方や、保護者の日本語の理解の制約により、日本の環境の中で子どもが早く自立し、自分で問題を解決することを求められる場合も少なくない。(それは、必ずしも親が子どもに求めるという形で現れるのではなく、子どもの方から忙しい親への遠慮や配慮という形で自発的に大人の役割を引き受ける場合も多い。)

ここで、Vから相談のあった「高校の転校」の制度的な側面について、簡単に説明しておく。日本では高校は義務教育ではなく、また入試を経て入学した学校ということもあり、保護者の仕事の都合に伴う一家での転居等を原則としている。年度途中の転校についても、公立、私立に係わらず、可能である。ただし、今回のようないじめの場合は在籍校の学校長が、校内でのいじめの事実を把握し、学校として環境改善に向けた最大限の努力をしたという事実が必要になる。学校として対処後、転校もやむなしと学校長が判断し、受け入れ先の学校長もそれを認めた場合に、可能となる。転校といっても、在籍校と転校先の学校の学力水準、取得済みの単位をどう引き継ぐかなど、転校のための条件や調整はいろいろある。相談は「転編入学情報センター」で行うことになる。高校に1年以上在籍し修得単位を有する場合には、中途退学後に中途退学者募集や再入学検査の受検が可能であるが、1年生の場合は、現在の私立校をやめ、翌春、改めて入学者選抜を受検する必要がある。

☆相談対応のヒント<自校再入学制度>

- ・ **相談者** 保護者母、スペイン語、ボリビア出身
- ・ **相談を必要とする人** 18歳、男子、ボリビア出身
- ・ **相談形態** 電話1回
- ・ **内容:** ①高校に入学したが、勉強についていけず4ヶ月通ってやめた。その後アルバイトをしてきたが、専門学校や大学への進学を考え始めた。進学を前提に、高校を卒業したい。②息子が自分で原宿にある学校を見つけてきて、そこに1年通えば高校に通わなくていいと言っているが、年間での費用が70万円以上になり、負担が厳しい。そこは本当に学校なのか。
- ・ **対応:** ①県教育委員会高校教育課に問い合わせたところ、今年度の募集は、2次募集も含めて終了。「自校再入学制度」というのがあり、やめた学校が公立高校であれば、年度途中での再入学が可能。条件としては、やめた理由が消滅(解決)していること。規定上、中途退学後2年以内であれば、学力検査を免除できる。その学校に相談のこと。

来年別の学校を受検するなら、出身中学にいて願書・調査書などを受け取る。その際、退学の証明書となる「退学許可書」などを中学校にもっていく必要あり。②場所や金額から、おそらく高校卒業程度認定試験のためのサポート校であるということと、認定試験の趣旨を説明したところ、母親としては、高校の勉強についていけなかった子が、1年勉強したからといって試験に合格するのか疑問だし、70万円は負担できそうになく、やめた高校にもう一度入れないか相談に行ってみるとのこと。

3. 2 就学・進学とお金の問題

ここ数年、「子どもの貧困」「貧困と教育格差」というような切り口での議論が増えてきている。その中で、就学援助制度や奨学金制度についての様々な問題点が指摘されている。それに加え、保護者が外国籍（ないし非日本語母語話者）の場合、雇用形態が日本人の場合よりもさらに一段不安定な場所にあったり、お金の問題に直面したときに、言語の壁のために情報にアクセスしにくかったり、制度を使うための書類の記入にも困難があったり、在留資格によっては奨学金を受けることが難しかったりと、固有の難しさがある。

<小中学校：就学援助制度>

【ケース 3-3】学費と3人の子どもの就学について

- ・ 相談者 保護者母、タガログ語、フィリピン出身
- ・ 相談を必要とする人 <同伴> 10歳 W（男）、6歳 X（男）、3歳 Y（女）、日本国籍
- ・ 相談形態 来訪2回
- ・ 内容：（1度目の来訪時）X県からY市へ転入。フィリピンの大学で学んだ夫は日本国籍だが日本語が話せず、現在仕事が見つからない。生活費や学費をどうしたらいいか。①学校に持っていくようにと役所から書類を渡されたが内容が理解できない。②生活保護申請はどこで手続きするのか。
- ・ 対応：①書類の実物を一度見せてください。就学援助制度申請書類だった場合に備え、概要、手続を説明。必要になるであろう源泉徴収票、収入証明書などについて伝えたところ元の勤め先に問い合わせるとのこと。②「生活保護のしおり（タガログ語版）」をもとに説明。申請の旨と通訳手配希望を職員に伝えるためのメッセージ案をこちらで手書きし相談者に渡した。
- ・ その後の経過：紹介した役所窓口で通訳をつけ手続きし生活保護受給が決定、夫も役所から紹介された仕事が決まった。

生活保護を受けている場合には、学用品、給食などの義務教育にかかるお金は教育扶助として支給される。就学援助制度は、所得が生活保護基準ほどには低くないものの、就学援助費支給基準を満たす場合に利用することができる。就学援助の基準は自治体によって

異なる。就学援助制度については、2005年度に国庫補助制度が廃止され一般財源化されたことにより、全国各地の自治体で認定基準が厳しくなったり援助支給額が減額されたりしていると言われている。制度についての周知の姿勢も自治体によって異なる。文科省は2006年の通知で外国人の子どもにも就学援助制度が利用可能であることを必要に応じ多言語化し周知するようにと促している。日本語を母語としない保護者に、正しく理解されるよう、自治体（教育委員会）、学校の情報提供のあり方に関する改善に期待したい。

<高校：学費の減免、奨学金>

【ケース3-4】 高校受検と私立高校の学費について

- ・ **相談者** 保護者母、中国語、中国出身
- ・ **相談を必要とする人** <不在> 中学3年生Z（男）
- ・ **相談形態** 来訪1回
- ・ **内容：** もうすぐ高校受検、公立は「いいところ」をねらいたいですが先生に「厳しい」と言われた。でもレベルを下げたくない。すべりどめの私立の学費を知りたい。茶髪の子やサンダルを履いている子がいるような高校は嫌だ。悪い環境に入ると子どもが染まってしまう。内申が体育や音楽が息子は3で、他の子が満点をとっているのは納得がいかない。不公平だ。公立は内申点ですべてが決まるのではないか。息子は中学校に入って以来、「いい高校に行く、いい大学に行く」と、テレビもまったく見ず（お母さんがテレビのコードをハサミで切ったために見られない状況）部活と勉強しかやってこなかった。生活保護を受けていて家計は苦しい。先日買い物をした夜、子どもがふとんの中で泣いていた。「こんなものにお金を使ったら、自分が公立に落ちたときの私立の学費が払えない」。今は子どもが不安になっていて、ご飯もまともに食べない、眠れない。病院に行ったが体調不良の原因はわからず、母としてはストレスだと思う。勉強に集中できないので心配だ。子どもはプライドが高く、定時制はありえない。
- ・ **対応：** 内申のとらえ方や前期・後期選抜の仕組みなどを説明。学費の減免制度や奨学金制度を案内。生活保護を受けているのであれば、公立に行けば学費は免除を受けられる可能性が高い。志願している私立校の名前を聞くと、そこまで具体的なことは言いたくないようだったので、私立高校の学費を例示。息子さんには厳しくするばかりではなく、あたたかく接してあげてくださいとサポーターが伝えた。

このケースの場合、母親が1人で来訪して語っているため、子どもの本音がどうなのかはよくわからない。「定時制はありえない」と本当に本人が思っているのか、それが母親の思いなのかもわからない。ただ、確かなのは母親からは相当のプレッシャーがかけられており、その影響を受けて本人も追いつめられている状況があるということだ。私立高校へ進学するという可能性が経済的に非常に厳しく、しかも志望校のレベルを下げたくないという保護者が思っていることから、このような状況になるのではないかと推測される。

しても寮が整備されておりほとんどかからない、または学生向けの安いアパートでルームシェアするのが当たり前でそんなに心配がいないなど、学びたい人でそれ相応の学力がある場合は費用を気にせず進学する環境がある。日本の大学でも、国公立なら学費はほぼ無償と誤解している場合があるので、大学進学についての相談対応の場合、授業料や生活費についての情報提供も欠かせない。

外国籍の生徒の場合、本人や保証人となる保護者が永住ビザを持っていることが奨学金や教育ローン貸付のための条件になる場合が多い。定住ビザしか持っていない場合、卒業後に奨学金やローンが返済される保証がないという理由で貸付を断られることがある。

上記 AA の場合は、高校も学費免除を受けており、家計の事情はかなり厳しいと思われる。2008 年秋以降の経済状況により、保護者が失職した、ないし保護者が 1 ヶ月更新のアルバイト待遇で、教育ローンが組めなかった、それでも高校や大学に行きたいという相談は今も多い。進学のための学費のことを聞いてくる相談者は言語を問わず多いが、実際に解雇されたなどの状況があつて悩んで相談してくるのは、経済危機の影響を直接的に受けた南米系の人が多い。

AA の場合は両親からのスペイン語での相談だったが、多くの南米系の家庭では保護者の日本語力が低いことから、子どもがそのような相談をすることに慣れており、本人が「進学あきらめようかとも思ったんだけど、でもやっぱり」と日本語で電話をかけてくることもめずらしくない。在留資格のこと、家計や保護者の仕事の状況など細かいことを聞かなければ十分な情報提供ができないため、子ども本人からの聞き取りがためられるときもある。「できるかぎり役に立つ情報を伝えたいから、差し支えなければ、教えてほしいんですが」「わからなかったら保護者の方からあらためてお電話がほしいんですが」などと何度も言いながらの対応になってくる。しかし、保護者の日本語力が低い家庭では子どもが家族に関わるすべてのことを通訳してきているために、一般的な日本人の感覚では想像がつかないほどに早くから「大人」であることを求められており、在留資格のことはもちろん、保護者の給与の変遷や雇用契約の状況など、家庭の置かれている状況を熟知している場合が少なくない。

第4節 困難をこえるために

第3節までは、様々な角度から課題に焦点を当ててきたが、最後に本節では、そのような課題をどう乗り越えようとしているのかを取り上げることとする。

4. 1 家族の不安に寄り添うことから

春休みが明け新学期に入って早々、相談窓口を訪れた日本人の祖母とフィリピンで育った孫のケースを紹介する。天気のいい日曜日で、祖母によると「孫を連れて動物園に行くか、ここに来るか迷った」とのことだったが、「ここに来てよかった」と喜んで帰っていった事例である。

【ケース 4-1】子どもの学習と友達づくりについて

- ・ **相談者** 祖母、日本語、日本人
- ・ **相談を必要とする人** <同伴> 小学6年生 BB (女)、タガログ語、フィリピン出身
- ・ **相談形態** 来訪1回
- ・ **内容**： 日本で生まれ、幼稚園のときにフィリピンに戻り、1年前に再来日。5年生の間は国際教室に通っていた。祖母としては、①英語・タガログ語・日本語の習得がすべて中途半端ではないか心配。②国際教室のある学校に学区外就学で通っているため、近所に友だちがいない。春休みは寂しくてフィリピンに帰りたがった。友だちをつくるヒントは何かないか。
- ・ **対応**： まず子ども本人から聞き取ったところ、小学校では、本人のレベルに応じた宿題を出してくれていること、この1年間でかなりの量の日本語・漢字を習得していること、塾にも通っていることがわかった。①上記をふまえ、今すぐ学習量を急激に増やすよりは、苦手な科目をうめていくことを提案。教材も適したものをいくつか紹介したところ、借りていった。祖母は学校の様子など詳しく聞いていなかったようで、本人の口から学校生活の詳細を聞き、安心した様子だった。②フィリピンの子が多く通っている学習支援教室を案内。
- ・ **その後の経過**： 祖母から、案内した教室に喜んで通っている旨、報告を受けた。

相談者の不安は、BBがフィリピンに帰りたがったことによるものだった。孫と同居しているわけではなく、学校での様子や日々の過ごし方がよく見えない中で、孫の思いや成長について心配をしていたが、当日の「動物園と相談窓口どちらに来るか迷った」との発言にもあるように、おそらく相談することを躊躇しながらも、思い切って来館したということなのだろう。

このケースの場合、結論から言えば学校でかなり手厚いケアをされていた。学区外就学をしているために近所に友だちがいないという難点はあるものの、学校では友だちもたくさんいて、楽しく通っているようすがBBからの聞き取りでわかり、横で聞いていた相談者

は安心した様子だった。学習の状況についても、日本語を母語としない子どもがつまづきがちなポイントを説明することで、決してBBの学習が遅れているわけではなく、適切な学習方法をとればわかるようになること、学校ではそれをかなり意識しているようだということを理解してもらった。また同時に、フィリピンとのつながりを大切にするという意味と友だちをつくるという意味から、学習支援教室を紹介した。この相談の直後に、その教室に通うことになったとの電話を祖母からもらい、約1年を経て、再度「今でもその教室に通っている」というお礼のお手紙が届いた。

BBが喜んで通い続けることからわかるように、地域の日本語・学習支援教室は、外国につながる子どもや保護者にとっての重要な社会資源である。このような教室は、日本語や勉強を教えるだけでなく、同じ国から来た友だちや同じ言語で話せる、安心できる場所としての機能も持っている。【ケース3-1】の中学校でのいじめへの対応にも見られるように、団体によっては、学校で起きたことの相談に乗り、対応をしてくれたり、生活相談などにも適切な窓口を探してつないだりしてくれるところもある。子ども向けの日本語教室や学習支援教室は、「かながわ日本語学習マップ」で検索することができる（資料3 参考になるホームページと図書資料参照）。

4. 2 情報を保護者に伝える工夫

学校教員にとっては、日本語がわからない子どもを受け入れてまず悩むのは、その子どものようにコミュニケーションをとり、どのように教えていくかということだろう。その点に関しては、次項で考察する。ここでは、日本語がわからない保護者に学校として伝えたいことをどう伝えていくかということについて、具体的に学校の教員が動いている2つのケースを紹介する。

【ケース4-2】台風休校、懇談会変更をタガログ語、スペイン語で伝えたい

- ・ 相談者 小学校教諭、養護教室担当、日本語
- ・ 相談を必要とする人 <不在> タガログ語、スペイン語を母語とする児童
- ・ 相談形態 来訪1回
- ・ 内容： 自分が直接教えているわけではないが、国際教室担当が隣席にいて、ニューカマーの子どもに情報をどのように伝えたらいいか考えるようになった。①台風時、「朝7時に警報が解除されなければ全面休校。懇談会と面談は来週の同じ曜日に延期します」という緊急連絡が必要になったが、日本語が通じない保護者へうまく伝えられなかったようだ。タガログ語、スペイン語で参考になる資料はあるか？
- ・ 対応： ①船橋市教育委員会「学校発文书集（多言語）」、豊橋市教育委員会「外国人児童生徒教育資料」などを紹介。当財団が運営する「多文化子ども支援メーリングリスト」は教育、学校関係者の登録が多く、同種の質問を投稿すればヒントが得られるかもしれ

ない。同メーリングリストへ参加してはどうか。

【ケース 4-3】 高校で使える学校通知文を探している

- ・ 相談者 高校教諭、日本語
- ・ 相談を必要とする人 <不在> 主に中国やフィリピン出身の高校生、保護者
- ・ 相談形態 来訪 1 回
- ・ 内容： 今年から外国人生徒の多い高校に異動。特別枠で入った生徒のほか、一般入試で入ったが、日本語がよくわからない生徒がいる。補習が必要でもアルバイトで来ない生徒も多い。本人や親に、高校と中学は違うことを理解してもらうのに苦労している。学校のお知らせなど、各校それぞれ翻訳者を探しその都度翻訳するのはもったいないと思っている。インターネットで、ここに各種翻訳資料があることを知った。通知文は学校独自のものも多いが、共通する項目もある。参考になる資料はあるか。
- ・ 対応： 各種言語で書かれた学校通知文、用語集、ブックリストを見せ、閲覧、貸出可能であること、ダウンロード可能な資料のブックリストの検索方法を紹介。相談者曰く「教育相談窓口があると知ってはいたが、こんなに学校関係資料が揃っていると知らなかった。通知文は小中学校のものであっても、定型的に使えるものがある。苦労しているほかの先生にも伝えたい」とのこと。

保護者に日本の学校を理解してもらいたい、子どもの教育に積極的に関わってもらいたいとの思いから、全国各地の学校や教育委員会で多言語情報の整備は進んできた。特に、人口の多さや急増したときのインパクトの強さから、ブラジル人向けのポルトガル語対応が急ピッチで進んだといえる。ブラジル人が多いところでは、スペイン語はポルトガル語で代用すればいい（言語的に非常に近いために読むだけならおおよそは理解される）との発想があることもあり、意外にスペイン語資料は整備が進まない。タガログ語に関しては、父親が日本人である場合が多いことや、英語でなんとかするという場合が多いことから、ニーズの高さに比べると全国的にまだ進んでいない状況がある。神奈川の特徴としては、インドシナ難民受け入れの歴史から、他の地域では非常にめずらしいベトナム語・カンボジア語・ラオス語対応がされているものが少なくないことがあげられる。（ただし、カンボジア語やラオス語への対応は決して多くはない。）

このように、それぞれの地域性を背景に各地で多言語化が進んだ資料が、あーすぷらざ情報フォーラムの多文化子ども支援コーナーには集められている。また、「多言語・学校プロジェクト」というホームページからは、テーマと言語を組み合わせることで全国各地でつくられた多言語資料を検索することができる（資料 3 参考になるホームページと図書資料参照）。

義務教育課程の情報は量的に拡大し、質的にも整ってきたのに比べ、後者の【ケース 4-3】で見られるように高校については全国的にも神奈川でも整備が進んでいない。

これにはいくつかの理由が考えられる。1つには、外国人特別枠が整備されている神奈川県に比べ、他県では特別枠の制度を持たないところが多いことから、日本語力の不足による様々な課題が想定されていないことがあげられる。さらに、そのこととも関連し、高校生になればある程度は保護者から自立し、本人が日本語を理解できればよいという発想があるため、多言語通知文の必要性の認識が進みづらいと考えられる。しかし上記のケースで高校教員が資料探しに来ているように、高校生であっても保護者に連絡をとる必要がある場合もある。小中学校は市町村によって様々な制度が違うが、公立高校は基本的な枠組みは同じであるため、汎用性の高い物、たとえば学費関連や、新入学オリエンテーションなどについては、県として整備していくのが効率的と思われる。

また、個別に通訳が必要になる場合もある。外国につながる子どもの多い自治体の小中学校では、呼称は様々であるが、「日本語指導等協力者」が通訳として学校現場に派遣されるような形が一般的である。別に、学校に通訳ボランティアを派遣する仕組みを持つ自治体もある。特別支援学校を含む県立高校についても、通訳派遣の予算が組まれており、学校が通訳者を探し、一定の回数までは利用できる。そのような制度がない場合は、県の一般通訳支援制度を利用することもできる。一般通訳支援制度は、学校での面談や、行政窓口での相談など公的サービスの利用の際にボランティアの通訳を呼ぶことができる制度で、原則的には依頼者が3000円を支払うシステムになっている。当教育相談にも、学校や教育委員会からの通訳者探しの相談が多い。どこの自治体でも少数言語の通訳者確保に困っている状況があるため、ニーズの高い言語については、県レベルで通訳を雇い、高校や特別支援学校、また必要に応じて外国につながる子どもが少数で常勤の通訳を配置できない自治体に派遣する体制の整備が望まれる。

4. 3 日本語を母語としない子どもの学習を支える

日本語を母語としない子どもについて、学校教員がどのように悩み、どのように努力をしているのかが伝わってくる事例を紹介する。教材費が少なく、時間にも限りがある中で、目の前にいる児童生徒に少しでも良い学習環境を提供したいと悪戦苦闘しているのが多くの自治体や学校の現状といえる。そんな状況の中で子どもたちの学習を支えていくために、何が必要なのかを考えることで本節を締めくくりたい。

【ケース 4-4】国際教室で使える教材、教え方の方針について

- ・ 相談者 小学校国際教室担当教諭、日本語
- ・ 相談を必要とする人 <不在> 国際教室に通う 13 人の児童
(12 人スペイン語、1 人中国語)
- ・ 相談形態 来訪 1 回
- ・ 内容： 今年初めて国際教室の担当になった。これまでは前任者が残した教材を使って

いたが、それはもうすぐ終わる。どの教材を使って、どう教えていけばいいのか迷っている。自分なりにいろいろ考えたり、他の学校の国際教室で使っている資料も知っているが納得できていない。教材は（予算的に）新しく買うことができず、市教育委員会に聞いたら「自分で買ってください」と言われた。取り出している子たちの目標は、今年度が終わる時点で、2年生の漢字が書けて3年生の漢字が読めること。

- ・ **対応：** 各教材が子どものレベルに合うかどうか、どのように使うかなど、個別の質問にひとつずつ回答。「自分が全部抱え込んで教えなくては」と思っている雰囲気があったので、保護者を巻き込むこと、学級担任へのアプローチなど含め、学びの場をどう総合的につくっていくかという視点でいくつか提案。目標の立て方に関しても漢字の読み書き以外で評価できるポイントのチェックリストなどを案内。

この相談があったのは7月の下旬であり、夏休みに入ってしまうことだった。「ずっと気になっていて、相談に来たいと思っていたが学校がある間は非常に忙しく、とてもそういう時間がとれなかった」とのことだった。【ケース 1-9】では、特別支援学級の子どもを「障害ではなく日本語の問題ではないか？」と考えた教員が相談に来ている。ほかにも、フィリピン人の子を受け入れた小学校の学級担任が、学年団の教員全員に付き添われて日曜日に来館した例もある。19時や19時半頃、学校の帰りに定期的に寄って教材を探す教員の姿も見かける¹⁴。学校現場が多忙化し、子どもたちへの丁寧な対応が難しくなっているといわれる現在の状況の中でも、なんとか時間を割き、プライベートな時間を使ってでも、子どものために相談や資料探しに来る方々が少なくはないということだ。

“あーすぷらざ”の立地を考えると、多くの場合、来館すること自体がそれなりに大変なことである。そのため、相談者が誰であれ丁寧な対応を心がけているが、特に学校関係者からの相談の際にこちらとして留意していることをあげる。

第一に、教師が何を一番求めているのか、何に一番困っているのかをきちんと聞くこと。第二に、求めているものが、教材や制度についての情報である場合は、対象となる子どもや家庭について可能な限り詳しい情報を聞き取り、それに見合う情報を提供できるようにすること。第三に、相談者が求めていないとしても、あえてこちらからおせっかいなまでに情報を提示する場合もある。

リソースセンターをうたっていることもあり、教材目的の来館が多いものの、逆に教材がありすぎるとどれが適しているのか迷うことになる。基本的には、教材を紹介するにあたっては、子どもの年齢（学年）、来日時期、出身国または母語、現在の日本語力を最初に聞き取る。そして、指導体制や指導者の外国につながる子どもへの指導経験についても、少しずつ質問していく。指導体制について聞くのは、取り出し形式で1対1で教えたい、在籍学級の中でなんとか授業についていけるように補助をしたい、ある程度の自習がやむ

¹⁴教育相談窓口は17時までだが、資料が配架してある情報フォーラムは20時まで開いている。

を得ない状況でそこで使える教材がほしいなど、教員のニーズは様々であり、日本語教材ひとつをとっても、使われる場面によって適したものがかわってくるためである。また、教材の中でも、日本語指導の経験がない指導者にとっても使いやすいものもあれば、相当の準備や訓練がない限り使いづらいものもある。教材はどれも一長一短なので、すべての子どもにとって最良のものは存在しない。子どもの母語力、母国での学習歴を相談者が把握していればそれも参考にした上で対訳教材を薦めることもあるし、子どもの性格（こつこつ書くようなタスクが好きかどうかなど）や得意・不得意を具体的にあげてくる相談者には、それに沿ったものを紹介するようにしている。

求められていない情報や考え方をあえて提示するのは、上記【ケース 4-4】の相談者がそうであったように、一生懸命であるあまりに、全部自分でなんとかしなくてはと抱え込む教師が少なくないためである。その努力や熱意はすばらしく、頭がさがる思いがするが、それでも一般的には子どもは在籍学級で過ごす時間のほうが圧倒的に長いので、国際教室担当教諭が一人で頑張るだけでは難しいことが多い。あるいは、国際教室担当がいない場合は、（特に小学校の場合）学級担任が1人で抱え込むこともある。対訳教材を使えば保護者の力を活かせる場合も少なくないし、地域に学習支援教室が存在することもある。そういうところからも力を借りつつ、ちょっとしたヒントを与えていくようにすれば、在籍学級の授業に意外についていけるような子どももいる。第1節の最後でも述べたように、学校全体でその子をどう支えていくかという視点は欠かせない。

相談窓口である以上、「このことに困っています」という訴えへの回答を適切な形で出すことが第一には求められる。しかし一方で、たった1人で頑張ろうとしている相談者に「この教材も使ってください、こういう指導法をやってみてください」と情報をつめこむだけでは、結果的にその教員を追い込みかねない。あるいは、本来は学校の役割であることを地域の学習支援教室で行おうとする支援者に対し、教材情報を提供し、指導の拡充や向上を応援するだけでは、学校の本来の力が弱まっていく可能性すらある。学校の力が弱まることは、子どもにとって不利益になってしまう。

国際教室の担当教諭に対し、「在籍学級の先生とは、どれぐらい情報共有されていますか」と聞いたり、地域の教室での支援者に対し「学校とは、連絡をとられていますか」と尋ねたりすると、おおよその反応は2通りである。そんなこと考えてみたこともなかったという反応か、やってみたものの難しくてなかなかうまくいかないというものである。この難しさを越えていくことは、多くの場合かなりの時間と根気を要することだと思われる。それでもやはり長期的には「たまたま熱心な先生にあたった子はラッキー」という状況から、すべての子どもに適切な学びが提供できる環境へとかえていくことを目指すべきだと考えられる。

熱心な教師や支援者の方々に共感しながら、求められている情報を提供することと同時に、子どもたちを取り巻く総合的な環境の改善を視野にいたした提案を、教員や支援者のおかれた状況に配慮しつつも少しずつ出していくこと。現場の声を丁寧に聞きながら、それ

を全体的な課題の中で位置づけ、発信をしていくこと。そのようなことを心がけつつ、子どもたちや子どもたちを取り巻く保護者・教師・支援者に寄り添いながら困難をひとつずつ乗り越えていく直接の対応と同時に、小さな相談窓口ではあるが、地に足をつけながらも理想を語り、次の一歩を踏み出すためのビジョンを描けるような存在でありたいと願っている。

スタッフ感想

●コーディネーター 加藤 佳代

私は4年前、相談窓口開設に伴うコーディネーター募集に応募し、'06年4月から現職となりました。最初の3ヶ月は研修として、ME-netによる連続講義を受けながら、県内各地の外国人相談窓口を回りました。初期の頃「なぜ、かながわ国際交流財団（KIF）が、教育に特化した相談窓口をつくるのか？」と聞かれたこともあります。ここにはKIFの長年の事業の蓄積と、幅広い人脈、教育・多言語情報流通をテーマとした調査研究結果が活かされています。

例えば、相談対応には説明の裏付けとなる資料が欠かせません。窓口開設と同時にオープンした「多文化子ども支援コーナー」「日本語コーナー」には、貴重なヒントが詰まった本が、手にとりやすい形で並んでいます。ライブラリースタッフが常に見やすく、借りやすい状態に整理しているので、所蔵資料を最大限に活かした相談対応が可能です。また、情報収集面では、普段から、「この記事読んだ？」「大事なことが報告書に載っていたよ」「新しいチラシが出たことを知ってる？」と、大勢の職員が声をかけてくれます。精神的な支えとしては、同じ立場で語り合えるもう1人のコーディネーター、更にスーパーバイザーとして私達の相談にのってくれる職員がいます。1人で問題を抱え込まずに、よりよい相談対応を続けるためには、こういった支えが非常に重要です。

また、相談の解決には教育委員会、学校、地域NGOとの連携が欠かせません。ME-netのスタッフと共に相談事例検討を毎月おこなうほか、県や市町村教育委員会の外国人児童生徒担当指導主事を交えた「教育相談関係機関連絡会」を開き、肩肘をはらずに情報交換や経験交流をしています。同国人コミュニティーへの働きかけとして、'09年度はフィリピン人信者の多い2つの教会へ出向き、出張教育相談をおこないました。そこで各地のキーパーソンと出会い、正確な情報提供の有効性と必要性を実感しました。最近、国際交流団体や教育委員会、外国籍県民会議、小学校、通訳派遣NGOの依頼を受け、外国人の立場と教育の現状を理解してもらうための研修も各地でおこなっています。対象は学習支援者、外国人児童生徒担当教諭、外国籍県民、一般教員、通訳ボランティアと様々ですが、支援者や通訳、教員への情報提供や力づけは、結果的に外国人当事者の学びの質向上につながります。研修を通して、彼らの悩みや相談を聞き取ると同時に、それぞれの立場で出来ることは何かを伝えるようにしています。こうした組織を超えたプラットフォームづくりや、外部団体への働きかけには、KIFの機能とネットワークの良さが存分に活かされています。

相談対応は曜日によって、中国・台湾・メキシコ・ペルー・フィリピン出身の相談サポーターが同席し、言葉の面だけでなく、理解の差や感覚の違いを補ってくれています。相談に来る人の出身地域や国、世代によって、教育のとらえ方、学校に対する期待が異なるので、サポーターのアドバイスは貴重です。ゆくゆくは、外国出身の当事者が相談対応の

主たる担い手となるよう、調整能力や情報収集能力を身につけることが大事だと考えています。ただ、日本語を母語としないサポーターが、日々追加・更新される情報を読み込み、理解することは、たやすいことではないので、これらをタイムリーに、的確に把握できるよう伝える工夫が必要だと強く感じています。

相談に来る人は、わからないことをなんとかしたい、できないことをできるようにしたいという意志を持ち、潜在的に解決能力を持っています。目の前の不安を取り除き、それぞれが持つ知識と経験を、あともう一押しして、その人らしい力が発揮できるように、これからもアドバイスしていきたいです。“あーすぷらぎ”は、交通の要所から離れ、決して便利な所ではありませんが、ここにしかない情報、ここだから得られる何かを常に用意して、利用者の要望に応じていきたいと考えています。

●コーディネーター 山野上 麻衣

私は、以前は「the 外国人集住都市」である静岡県浜松市で直接支援に携わっていた。おもにブラジル人の子どもに日本語や勉強を教えるほか、学校に何らかの事情で通えない不就学の子どもたちを中心に、子どもや家庭へのケースワークも行ってきた。必要に応じて家庭訪問もするし、学校や関係機関に同行し、通訳や調整を行うこともしてきた。

神奈川で、そして現在の立場で働くようになり、感じたことは大きく 2 つにまとめられる。神奈川の特性と、中間支援という立場の特性である。当時の浜松市では、「外国人」と言えば圧倒的に南米系のプレゼンスが高かった。それに比べ、神奈川県では言語・文化的背景、国を超えた移動の背景も様々である。ゆるやかな集住傾向を示す地域はあっても、一部の例外を除き、よくも悪くも外国にルーツをもつ住民の姿は見えにくい。日本人男性と外国籍女性の国際結婚の家庭が多いことにより、子どもは日本国籍を取得するケースが多く、また女性が配偶者に合わせて日本語を学び、子どもも日本語で育てることが多いため、異文化や多様性、そこから生じる可能性のある葛藤の存在を見えにくくしているようにも感じる。また、浜松市ではほとんど語られることのない「オールドカマー」の存在感や歴史もある。オールドカマーの苦難の歴史を乗り越えるプロセスの中で、人権意識が醸成され制度的差別が克服されてきた、そのような蓄積があるのも強く感じる。

そしてオールドカマーの歴史とも連動し合いつつ、多様な社会資源が育ち、行政と NGO・NPO が対等な立場で協働できることも、行政セクターが圧倒的に強い地方都市では考えられないことで、驚いた。県レベルの財団で「中間支援」という視点で働くことは、直接支援の経験しかなかった自分にとって新しい発見の連続だった。その中でも一番強く感じたのは、信頼関係の大切さである。「この NGO ならなんとかしてくれる」「この先生につないだら、丁寧にみてもらえる」「この人に頼めば最後まで責任をもって対応してくれる」という信頼感をこちらがもって相談者をつなぐことが、結果的に相談者の利益になる。そ

これは、確実に対応してくれるところにつなぐという意味だけではなく、その後も必要に応じて常に支援者間もつながりあいながら、相談者の状況の変化に一緒に対応したり、見守ったりできるということでもある。様々な社会資源を自分でコーディネートしてうまく使う子どもや親もいるが、多くの支援者がかかわり、それぞれの支援者が別の方向を向いていると、当事者は混乱する。「中間支援」という立ち位置は、支援団体間の信頼関係づくりを助ける役割もあるのだということ、そのことが本当の意味での協働を生み、効果をあげることができるということ、財団のほかの事業への参加も含め、中間支援組織での仕事に携わる中で実感として理解することができた。

当事者を常に中心におき、状況を見立てながら、様々な組織や人が互いを信頼しつつ、それぞれの得意分野や責任を負う分野において働くこと。単純なことに見えて実際にはとても難しい。それでもそこを目指して動くことが、この場での自分の役割だと考えている。

●中国語サポーター 李原翔

あーすぶらぎ外国人教育相談の大きな特徴は、資料が充実している情報フォーラムという部屋の中で、多言語資料や教材を前に相談事業ができるシステムをつくっていることだ。私は、東京都のいろいろなところで教育支援活動に関わっているが、“あーすぶらぎ”のような場所はあまり見かけたことがない。東京のボランティアの方々や夜間中学の先生などは、ここに揃えているような教材のことを知らないで、新たに一から作ろうとする人たちもいる。そのため、あーすぶらぎの教材リストを送ったり、情報提供をすると、皆に喜ばれている。将来、教育相談を離れることになっても、何か困ることがあったら、きっと、あーすぶらぎに電話すると思う。

以前は、中国人の保護者がいきなり中国から子どもを呼び寄せるケースが多かった。来てみたら、中学校に入れない年齢だったり、いろいろなトラブルがあって、親子ともパニック状態になったこともかなりあったが、最近は、呼び寄せ前に教育相談に連絡をしてきて、適切な来日の時期などを相談してくるケースが増えてきた。それは良いことであると思う。

毎月、相談をしてくる人がいたり、過去に相談対応した人が、再び連絡をくれることがあるが、繰り返しの相談というのは、こちらを信頼し、連絡すれば何かを得られると思ってくれているからで、とても嬉しい。逆に、子どもたちの深刻な相談などを聞いたあとで、その後どうなったか、とても気になっているが、わからないケースも多い。対応後のフォローは、相談者の考えにもよるし、難しいが、相談対応の結果が見えれば、他の事例の対応の参考になると思う。これまで相談をとおしてたくさんの中国人と会ってきた積み重ねで、最近は、学校の先生たちへの講師もさせてもらっている。相談で見たことを現場の先生に伝えたいと考えている。

中国帰国者の子どもたちを長い間、見てきているが、来日して、帰国者の受入センターなどに入り、半年間日本語を集中して勉強して中学や高校に入っていく子と、いきなり、中学や高校に入っていく子がいる。その後の様子を見ると、集中コースに入った子どもの日本語のレベルの方が圧倒的に高い。特に男の子は、学力や語学の習得力が特別に高い子を除き、来日してそのまま中学に入り、日本語ができないために中学の勉強についていけず、誇りが傷つけられる子が多い。昼間は教室で寝ていたり、日本語ものびず、友人関係もうまくいかない子どもがたくさんいる。週に1回数時間の初期指導では全然足りない。集中講座の機会を多くの子に与えられないものか。

また、親の問題としては、国際結婚をして、どんな言語環境で子育てしていくべきかなど、母親自身が大きな不安を抱えている。教育相談にも、子育ての不安で頻繁に相談してくるお母さんたちがいる。外国人母の居場所づくりはボランティアグループなどが頑張っているが、そういう不安なお母さんたちのグループ活動や勉強会が必要だと思う。親にもっと頑張ってほしいと思っている子どもは多い。仕事で忙しい親も多いが、子どもが教育を受ける期間は短い。外国人の親がもっと子どもの教育に関われるようになればよいと思う。(談)

●中国語サポーター 周惠雪

日本に来て19年。日本での生活は、最初の頃は子どもが小さかったので、子育てと家庭のことだけでいっぱいだった。生活中心だったので、社会とのつながりがなかったこともあり、日本にいる感覚がなかった。せいぜい言葉が違っているだけという感覚でしかなかった。子どもが大きくなってから、母語を活かして社会参加できたらいいなと思うようになり、2002年から港南国際交流ラウンジで3年間、港中学校でも支援を始めるようになった。学習支援は、自分の入院のせいで一時中断してしまったが、マジカルチャイルドクラブで、たまたま「中国語サポーター募集」の情報を知り、ここの教育相談で仕事をさせてもらうことになった。なので、学習支援の延長線のつもりで教育相談の仕事に携わってきた。

台湾での教育の年齢制限は緩い。校長先生の裁量で1、2年くらいは大丈夫。ところが、日本では年齢制限が非常に厳しい。このことは、台湾、中国からの人は知らないの、入国するときには知っておかないと不利益になる。

“あーすぷらざ”の経験は、いろいろな情報が得られて自分自身のためにも非常によかった。「教育相談」はもちろんのこと、いろいろな相談も受けた。外国人登録証のことや仕事の相談、通訳を兼ねた生活面の相談も結構あった。困っている人が多いと実感した。ここの教育相談の電話番号を知っている人は、しょっちゅうかけてくる。定額給付金が支給されるころは、友人の紹介で教育相談を知った大和市在住の人から、「会社が倒産して、渡

谷の親戚をたよって住んでいた。引っ越しを繰り返し、転々としていたので、定額給付金通知書が転送されてこなかった。どうすればいいか」などといった相談をうけたこともあった。「あきらめていたが、外国人登録証さえ窓口を持っていけばもらえることがわかり助かりました」と言っていた。外国籍の人には、せつかくの支援が届かなくて無駄になっている場合がある、情報がなくて不利益を被っている、と実感した。

“あーすぷらぎ”教育相談に携わって今年3月で2年が経つが、1か月に1度、定期的に相談にきてくれるなじみの人がいたり、同じ人が違う相談で再度来所したりということもある。知人の紹介で教育相談の対応がよかったと聞いたので、問い合わせましたと言ってくれた方もいて、嬉しかった。実際、たとえば、私が日本に来たばかりの立場になってを考えると、来日当初は、外国人登録の手続き等でいっぱいいっぱい、緊張の連続で、たとえ役所の窓口で教育相談のちらしがあったとしても目にとまらなかっただろうと思う。結局、困ったときに「情報」というのは欲しくなるもの。最初から「どうせ中国語じゃないだろう」とあきらめて、せつかくの情報を逃してしまうケースもあるだろうと思う。

もっといろんな人にこの存在を知ってもらえたらいいなと思う。このような施設は「敷居が高い」と感じる外国籍の人もあるだろう。いろんな人にもっと知ってもらい、気軽に相談に来てもらいたいと思う。(談)

●スペイン語サポーター 市川ジョバンニ

教育相談に関わるようになって良かったことは、教育に関する情報がたくさん得られることだ。相談対応を何回も繰り返す内に、説明したことなどが頭に残って、自分に蓄積してきた。最初のうちは、いつもコーディネーターに確認していたが、最近では、相談電話がかかってきて、これなら、自分で答えられると思うケースも増えてきた。それはいいことだと思っている。私は外国人の子ども支援のセミナーとか勉強会に参加するのが好きだが、そこで得た新しい考え方や情報をどのように相談者に提供していけるかを考えている。

いまの教育相談のやり方だと、コーディネーターとサポーターの自分が、一緒に話し合いながら、対応を考えることが多い。そこで、自分のアイデアを出せるところが気に入っている。2人で考えると、新しいアイデアが生まれてくるし、それが相談者の役に立っていると思う。

相談者には、いろいろな人がいるが、自分は日本人の配偶者で、立場的に守られて、あまり苦労していないので、その人のことを本当に理解できるのか、わからないこともあるだろうと思っている。相談を聞いていると、本当に大変なことも多いが、「大変！」と嘆くのではなく、どのように解決できるか、考えなくてはならない。そのためには、数多くの経験と勉強が必要である。

私たちが相談にのっているような外国につながる子どもが豊かに育っていくためには、

周りの大人が上から見下ろすのではなく、子どもの立場にたって理解して、同じ立場で一緒に解決できればいいと思う。子どもの将来を考えると、勉強をできるようにすることだけでなく、モラル、社会ルール、自分を大事にすることを一緒に教えていくことが大事だ。ペルーから来た子たちは、日本の子とは違う文化を持っている。学校やボランティアの先生は、外国人の子どもの立場を想像しながら指導してほしい。たとえば、自分がひとり、外国にいたら、どう感じるかを想像してほしいし、その子の文化も学びながら指導してほしい。それを知らなければ、その子を指導できないし、先生も学んでくれれば、子どもは心を開くと思う。(談)

●スペイン語サポーター 竹内ヘオルヒーナ

“あーすぷらぎ”の教育相談は、コーディネーターとサポーターがペアになって対応するが、それはいい仕組みだと思う。私としては、日本の組織とか、日本の制度の複雑なところまで理解したり調整することまでは自信がないので、「お手伝い」がよいと思っている。

実際、スペイン語圏の人が日本の教育事情について相談に来るときに、日本人のコーディネーターと、同じスペイン語を話す「外国人」の自分のどちらを信頼するかというと、日本人の方をより信頼することが多いと私は思う。特に日系人など、少し日本語を話せる人は、まず、コーディネーターの方をじっと見て、カタコトの日本語で説明する。私の個人的な考えでは、自分の力で何とかすることが大事と思っているので、そういうときは、そのまま見守ることにしている。そのうち、話が深くなってきて、相談者が自分の日本語力の限界に気がつくとき、そのときに、私と目が合うようになり、それで初めて通訳をスタートするようにしている。

私は、教育相談とは別に、自分の住む地域や神奈川県内でラテンアメリカ出身の人たちの通訳をしたり、相談を受けたり、子どもの日本語学習を支援したりしている。コーディネーターと気持ちが通じ合えたこともあって、自分が外で関わっている人たちの教育の部分の課題について、コーディネーターに問題解決の方法について相談に乗ってもらったり、子どもの支援方法などについてもアドバイスをもらうことが多い。そのことについて、大変ありがたく思っている。

また、内部のスタッフ研修もあるが、外部の研修にも、よく声をかけてもらえるので、勉強をする機会が多く、参加してみるとおもしろい。相談が無いときには、資料を読むことができるので、そういうところも気に入っている。(談)

●タガログ語サポーター 宮嶋ジャネット

フィリピン出身の女性たちは、離婚して、ひとりで子育てをしている人も多い。夫と別れるときに、子どもが日本語しかわからなくてフィリピンに帰れなかったり、経済的なことを考えて日本に残るケースが多い。異国で働きながら、ひとりで子育てをしていくのはとても大変だと思う。

教育相談や学校通訳をしていて感じるのは、難しいことが日本語ではわからないお母さんも多いので、子どもの学校での問題などを誤解してしまうケースもあることだ。学校でトラブルがあったときの原因などを正確に理解できないまま、「いじめ」と思ってしまうこともある。仕事が忙しいことや、言葉の問題で、親子で簡単な話はしても、気持ちの深いところまで、コミュニケーションをするのが難しい家族もあると思う。

自分自身、中学生と小学生の息子がいて、成長にしたがって、学校などでトラブルも出てきているが、日本人の夫が動いて解決できたことも多い。ひとりだったら、全部はわからなかったり、大変だったと思う。

教育相談に関わるようになって、どういう時は、どんな相談窓口に行けばいいのかも、よくわかるようになった。以前は私自身もよくわからなかった。教育相談などに来てくれる人はいいが、相談窓口を知らない人に、もっと日本の学校のこととか、役所のことをわかるように伝える必要がある。

相談の中に DV の話があったり、子どもがかわいそうな立場だったりすると、聞いているだけで、泣きそうになってしまうことがある。仕事なので泣かないようにしているが、相談者の苦しみを聞くと心が痛い。思い出すとつらくなることがある。なるべく、そういうことは全部、コーディネーターに話すようにしている。逆に、相談対応の後に、お礼の電話や手紙をもらったりすると、本当に良かったと思う。人に喜んでもらえるとうれしい。

教育相談に関わって一番良かったと思うのは、自分が教育相談や学校通訳の仕事が始めるようになってから、上の息子がフィリピンに関心を持ち始めたことだ。前は無関心だったのに、フィリピンがどんな国か知りたがり、「フィリピンに行きたい」というようになってきた。それがすごくうれしい。

私としては、外国にルーツのある子どもたちが、日本のことをよく勉強するだけでなく、自分のもうひとつのルーツの国の文化についても、もっと知ってもらいたい。そのために、神奈川県にもっとたくさん母語教室ができるとよいと思っている。(談)

●タガログ語サポーター 多並ノビー

教育相談に関わるようになって、自分の経験だけを参考にして外国人問題に取り組むというのは難しいことに気づいた。たくさん外国籍の人がいて、国によって抱えている問

題が違う、たとえば、難民の立場、国際結婚や留学生、研修生や労働者。たとえ、おんなじ問題を抱えても、違う文化を持つことで解決方法も違うということを知ることができた。それから、私たち外国籍県民のため、県や市町村が支援事業を行っていることを教育相談に係わってから、たくさんの情報を得た。自分自身の勉強ができて心からほんとうに感謝している。

相談を受けるときにはたくさんの方に気をつけなければいけないと思っているが、一番気を使うのは自分の個人の感情を出さないことと自分の個人の意見を言わないことだ。また、間違った情報を相手に伝えるといけないと思っている。

いまの教育相談の体制はとても良いとおもっている。おなじ国の出身者だと気持ちが変わるし、精神的に安心して悩みを打ち明けることができるので、そこは大事だと思う。

あとがき

■相談事業スタートの経緯

1997年、外国につながる子どもたちの増加に伴う教育課題を肌で感じていた県内のNGO関係者が、「多文化教育に関わるリソースセンターを考える会」を立ち上げた。中心メンバーは、日本語と母語学習に関するリソース（教材・資料等）を収集蓄積し、外国人児童生徒の教育相談を行う拠点（リソースセンター）を県内に設置することを夢見て集まった人たちだ。この会のメンバーと、2000年頃に情報交換をする機会があったが、当時は、リソースセンター設置の必要性を感じながらも、財団としての具体的な支援方策を見つけられずにいた。

2001年、当財団がNGOと共催で、多文化教育をテーマとしたシンポジウムを開催した際、外国人児童生徒の支援に携わる数多くのNGO関係者がいる一方で、教育行政関係者の姿が皆無という状況を見て、問題解決に向けて「民」と「官」をつなぐ仕組みの創出が、今後の財団のミッションになると感じた。そして、2002年度から3年間、外国人児童生徒の学習環境の改善をテーマとする調査研究や多言語資料の収集を進めた。

こうした中、以前から温めていたリソースセンターの構想を具現化する好機が訪れた。財団が管理運営をしていた「あーすぷらざ」が、県の指定管理施設に指定され、事業内容を申請者側から県に提案できることになったのである。2005年5月末、当時の（財）神奈川県国際交流協会は、「あーすぷらざ」指定管理事業の申請書の中に、リソースセンターの運営と教育相談事業を盛り込んで提案を行った。幸い、2006年度から5年間の任期で指定管理者となり、教育相談事業がスタートすることになった。

■相談事業の中から生まれたこと（もの）

○信頼のネットワークの形成

教育相談の広報や外国人教育相談機関連絡会の開催等を通じて、県・市教育委員会の指導主事や日本語指導協力者等との顔の見える信頼関係が少しずつ醸成されていった。ここで築いた信頼関係は、現在、当財団がME-netとの協働事業として進めている「在県外国人等特別募集に該当する生徒の進路にかかわる調査」にも活かされている。県下の市町教育委員会に、この調査の件でアンケート協力を依頼すると、多くの教育委員会が快く引き受けてくれた。最近では、各教育委員会の指導主事から直接、研修講師の人選や教材の照会など、様々な相談が寄せられるようになっている。

○ニーズからの資源開発～教材一覧表と多文化子ども支援教材ブログ～

資料が豊富になるにつれて、「多文化子ども支援コーナー」を訪れる教員や支援者の方々が、資料が多すぎて必要な資料を容易に見つけられないという新たな課題が出てきた。そこで、資料の表示方法を工夫するとともに、相談コーディネーターの提案で、教材一覧表

を作成した。小・中学校の教科別・学年別に、該当学年で活用できる教材・資料が一目で分かる表形式の一覧表だ。

このほかにも、事務局と相談コーディネーターの対話の中から、「多文化子ども支援リソース集（ブログ）」が生まれた。これは、2002年、当財団が作成したホームページ「国際教室で使える教材」をリニューアルしたものだ。現場の教員や相談コーディネーター自身が、教材を利用した感想をコメント付きでインターネット上に公開するもので、教員だけでなく、誰でもインターネット上から教材情報にアクセスできる仕組みになっている。

■謝辞

今、十分な時間と態勢が整えば、財団スタッフ、コーディネーター、相談サポーターが、県内全域の日本語教室、母語教室、関係 NGO の活動場所を訪問し、我々がどのような「思い」で教育相談事業を続けているのか、また、それぞれの団体がどのような「思い」「方針」で場を運営しているのか、お互いの考えを交換できる機会をつくれればと思う。

なぜなら、中間支援組織が相談事業を行う場合、つなぎ先との信頼関係が最も大切だからだ。電話で色々な事情を説明する時にも、互いの「人となり」が見えていれば、少々難しい話でも相談にのってくれるし、“公式見解”以上の情報を教えてくれる（ことがある）。時間を見つけて、数カ所でもいいから、関係団体への訪問を実現させたい。

また、あーすぷらざ外国人教育相談の相談サポーター経験者たちが、県内各地で教育相談コーディネーターや教育・心理分野の専門通訳として活躍することを期待している。すでに、一部の相談サポーターは、国際交流ラウンジの相談員になるなど、夢の第一歩を踏み出している。今後は、教育分野の専門知識に磨きをかけて、専門通訳・翻訳者になるなど、活躍の場をさらに広げていくことを願っている。

最後に、外国人教育相談の先輩である ME-net、県内の地域日本語教室、外国につながる子どもの学習支援を行う NGO、そして、県・市町村教育委員会の皆様に改めてお礼を申し上げます。今後とも、ご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

2010年5月

財団法人かながわ国際交流財団

(報告書 編集スタッフ)

前 教育相談コーディネーター	山野上 麻衣
教育相談コーディネーター	加藤 佳代
多文化共生・協働推進課長(前情報サービス課)	山内 涼子
学術研究センター副所長(前情報サービス課長)	小山 紳一郎